

月例経済報告等に関する関係閣僚会議資料

令和7年9月29日

内閣府

<日本経済の基調判断>

<現状> 【表現変更】

景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。

(先月の判断) 景気は、米国の通商政策等による影響が一部にみられるものの、緩やかに回復している。

<先行き>

先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。

<政策の基本的態度>

米国の関税措置について、7月22日の日米間の合意を踏まえ、引き続き必要な対応を行いながら、経済財政運営に万全を期す。「経済財政運営と改革の基本方針2025～『今日より明日はよくなる』と実感できる社会へ～」に基づいて、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を実現していく。

このため、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～」及びその裏付けとなる令和6年度補正予算並びに令和7年度予算を迅速かつ着実に執行するとともに、4月25日に取りまとめた「米国関税措置を受けた緊急対応パッケージ」の施策を実施する。

日本銀行は、9月19日、保有するETFおよびJ-REITについて市場への売却を行うことを決定した。

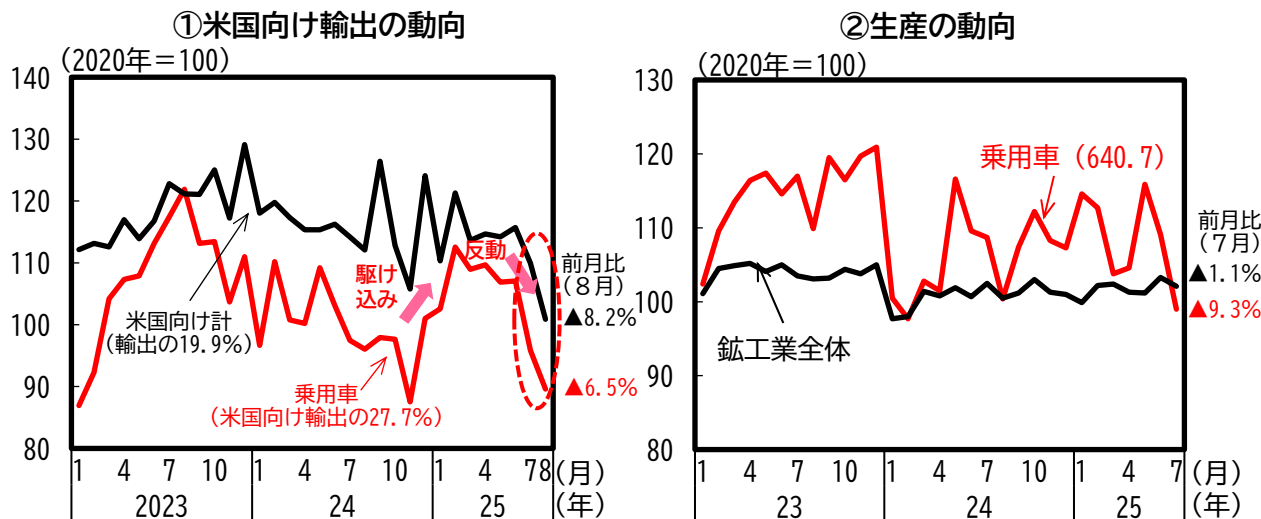
政府と日本銀行は、引き続き緊密に連携し、経済・物価動向に応じて機動的な政策運営を行っていく。

日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

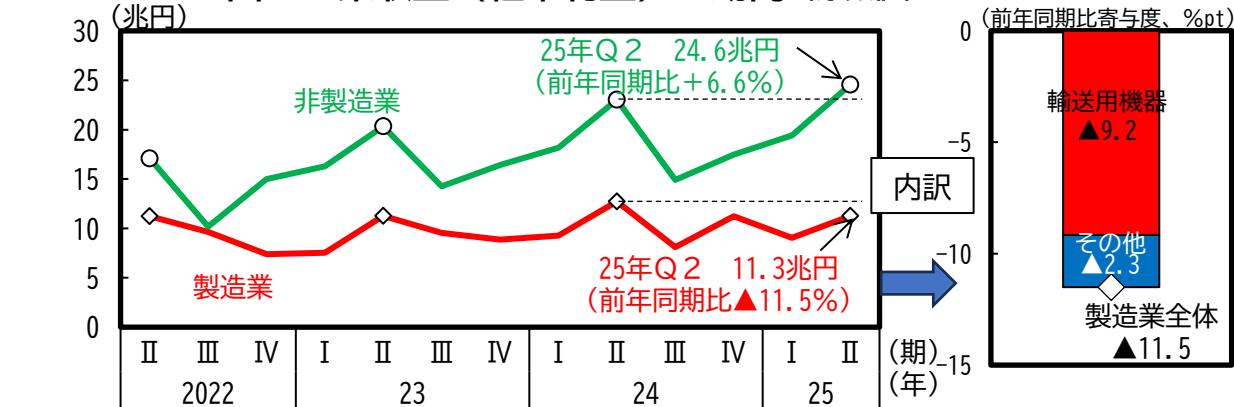
今月のポイント（１） 関税引上げ後の輸出・生産・収益動向と交渉合意による景況感の改善

- ◆ 米国向け輸出数量は自動車を中心に、今年前半の輸出増を受けた反動減もあり足下減少。自動車産業の生産は6月から低下（ただし7月は津波警報による操業停止の影響を含む）（1図）。企業収益は高水準が続くものの、4－6月期は製造業で前年比減少（2図）。
- ◆ 一方、7月の関税交渉合意に伴い、企業の景況感は4－6月期を底に7－9月期以降改善。特に自動車産業では交渉合意前の調査結果を大きく上回る景況感に（3図）。中小企業へのアンケートでも、交渉合意の前後で関税の「影響がある」あるいは「今後見込まれる」とする回答割合が減少するとともに、影響が「特にない」の割合も増加（4図）。

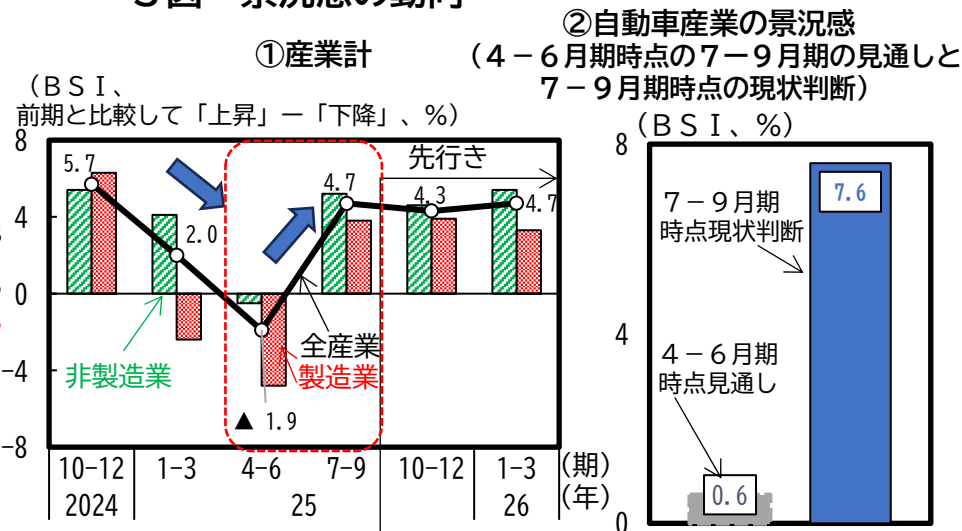
1図 輸出と生産の動向



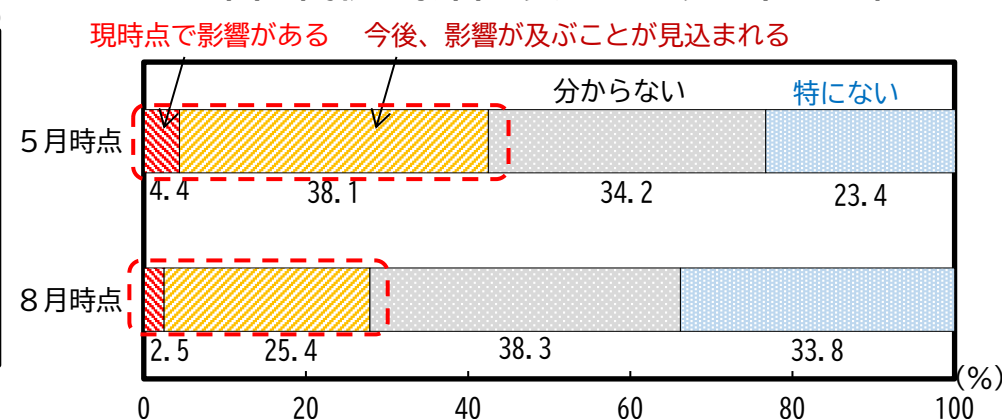
2図 企業収益（経常利益）の動向（原数値）



3図 景況感の動向



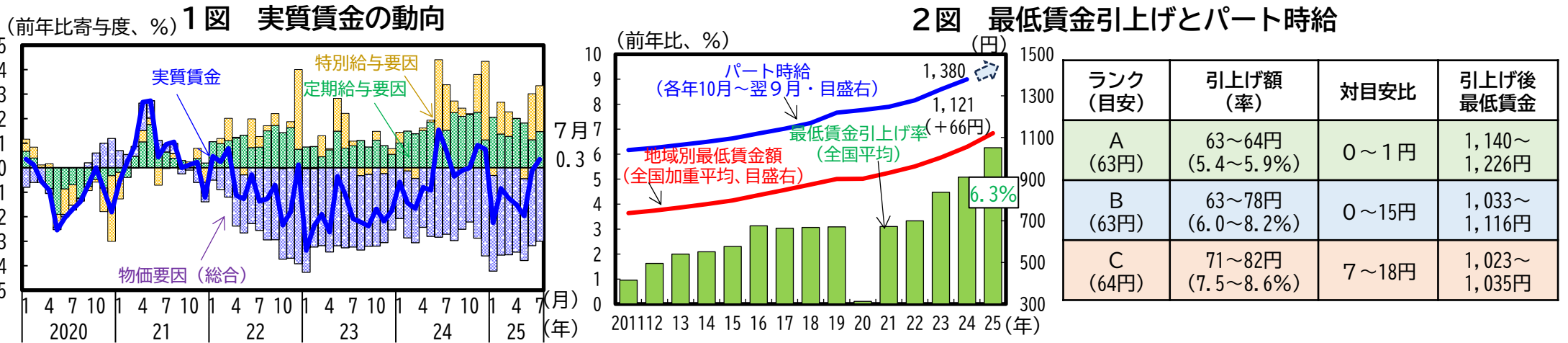
4図 関税の影響を受けるとする中小企業



- (備考) 1. 1図は、財務省「貿易統計」、経済産業省「鉱工業指数」により作成。①は内閣府による季節調整値、②は季節調整値。②の()内は「鉱工業指数」の中の一万分のウェイト。
2. 2図は、財務省「四半期別法人企業統計調査」により作成。原数値。金融・保険業を除くベース。
3. 3図は、内閣府・財務省「法人企業景況予測調査」により作成。2025年7－9月期調査は2025年8月15日時点、2025年4－6月期調査は2025年5月15日時点の調査。いずれも大企業。B S I (Business Survey Index)は、前期と比較した変化方向別の回答社数構成比から、先行きの経済動向を予測する方法である。前期と比較して「①「上昇」と回答した企業の構成比－②「下降」と回答した企業の構成比」にて算出したもの。
4. 4図は、日本商工会議所「早期景気観測 (LOB0) 調査」により作成。8月調査の調査期間は8月14日～20日。

今月のポイント（2）
 実質賃金の動向と各地域の最低賃金の改定状況

- ◆ 名目賃金が昨年後半以降伸びを高める中、本年7月は特別給与の高い伸びもあり、消費者物価を上回る伸びに（1図）。
- ◆ 今年度の最低賃金改定は、比較的水準の低い地域を中心に39道府県で中央最低賃金審議会の目安（全国加重平均+63円、前年比+6.0%）を上回る引上げが決定。引上げ幅は過去最大の+66円、前年比+6.3%となり、初めて全ての都道府県で時給1,000円を超え、全国加重平均1,121円に。今後、パート時給をはじめ、賃上げの動きが地方にも広がっていくことを期待（2図・3表）。



3表
 都道府県別最低賃金
 (赤字は国の目安額を超えた引上げ額)

	引上げ後 最低賃金	引上げ額（率）	発効予定日		引上げ後 最低賃金	引上げ額（率）	発効予定日		引上げ後 最低賃金	引上げ額（率）	発効予定日
全国	1,121円	66円（6.3%）	-	富山県	1,062円	64円（6.4%）	10/12	島根県	1,033円	71円（7.4%）	11/17
北海道	1,075円	65円（6.4%）	10/4	石川県	1,054円	70円（7.1%）	10/8	岡山県	1,047円	65円（6.6%）	12/1
青森県	1,029円	76円（8.0%）	11/21	福井県	1,053円	69円（7.0%）	10/8	広島県	1,085円	65円（6.4%）	11/1
岩手県	1,031円	79円（8.3%）	12/1	山梨県	1,052円	64円（6.5%）	12/1	山口県	1,043円	64円（6.5%）	10/16
宮城県	1,038円	65円（6.7%）	10/4	長野県	1,061円	63円（6.3%）	10/3	徳島県	1,046円	66円（6.7%）	26/1/1
秋田県	1,031円	80円（8.4%）	26/3/31	岐阜県	1,065円	64円（6.4%）	10/18	香川県	1,036円	66円（6.8%）	10/18
山形県	1,032円	77円（8.1%）	12/23	静岡県	1,097円	63円（6.1%）	11/1	愛媛県	1,033円	77円（8.1%）	12/1
福島県	1,033円	78円（8.2%）	26/1/1	愛知県	1,140円	63円（5.8%）	10/18	高知県	1,023円	71円（7.5%）	12/1
茨城県	1,074円	69円（6.9%）	10/12	三重県	1,087円	64円（6.3%）	11/21	福岡県	1,057円	65円（6.6%）	11/16
栃木県	1,068円	64円（6.4%）	10/1	滋賀県	1,080円	63円（6.2%）	10/5	佐賀県	1,030円	74円（7.7%）	11/21
群馬県	1,063円	78円（7.9%）	26/3/1	京都府	1,122円	64円（6.0%）	11/21	長崎県	1,031円	78円（8.2%）	12/1
埼玉県	1,141円	63円（5.8%）	11/1	大阪府	1,177円	63円（5.7%）	10/16	熊本県	1,034円	82円（8.6%）	26/1/1
千葉県	1,140円	64円（5.9%）	10/3	兵庫県	1,116円	64円（6.1%）	10/4	大分県	1,035円	81円（8.5%）	26/1/1
東京都	1,226円	63円（5.4%）	10/3	奈良県	1,051円	65円（6.6%）	11/16	宮崎県	1,023円	71円（7.5%）	11/16
神奈川県	1,225円	63円（5.4%）	10/4	和歌山県	1,045円	65円（6.6%）	11/1	鹿児島県	1,026円	73円（7.7%）	11/1
新潟県	1,050円	65円（6.6%）	10/2	鳥取県	1,030円	73円（7.6%）	10/4	沖縄県	1,023円	71円（7.5%）	12/1

(備考)
 1. 1図は、厚生労働省「毎月勤労統計調査」、総務省「消費者物価指数」により作成。

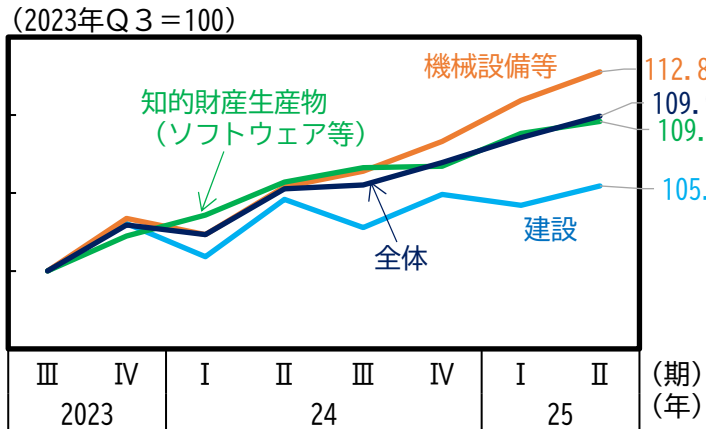
2. 2図は、厚生労働省「毎月勤労統計調査」、「地域別最低賃金改定状況」により作成。パート時給は、所定内給与を所定内労働時間で除して作成。各年10月～翌年9月（2024年は同年10月～翌年7月）までの平均。

3. 3表は、厚生労働省及び各都道府県労働局公表資料により作成（9月4日時点）。表中、緑はランクA、青はランクB、赤はランクCの都道府県を指す。

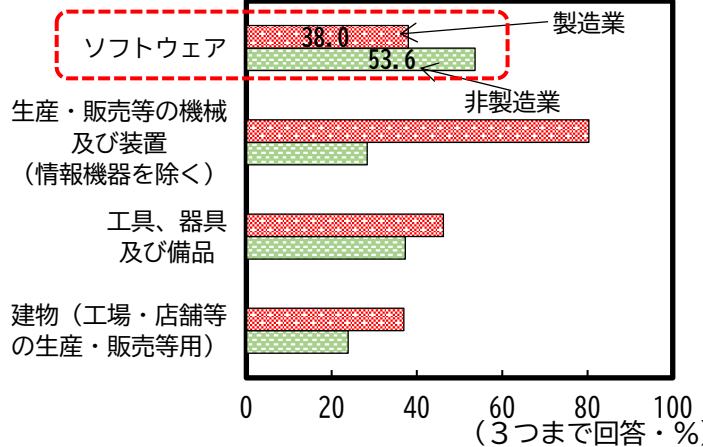
今月の指標（１） 設備投資の動向

- ◆ 設備投資は、機械設備に加えソフトウェア等のデジタル化投資も増加し、緩やかな持ち直しが続く（１図）。非製造業を中心にソフトウェア投資に重点を置く企業も多く、今後も設備投資をけん引することが期待される（２図）。設備投資計画も、2022年度以降の高い投資意欲を引き継ぐ形で、増加基調を維持（３図）。
- ◆ 一方、設備投資の目的については、大企業を中心に「維持更新」の割合が高く、バランスシートにおける固定資産のシェアは縮小傾向。それに代わるように大企業は海外投資、中小企業は現預金のシェアが増加（４図・５図）。賃上げとあわせ、高水準の企業収益が成長のための国内投資に回ることができることが重要。

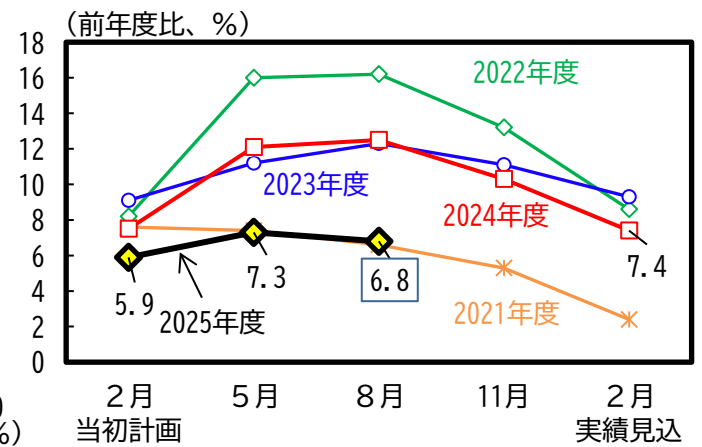
1 図 名目民間設備投資（形態別内訳の試算）



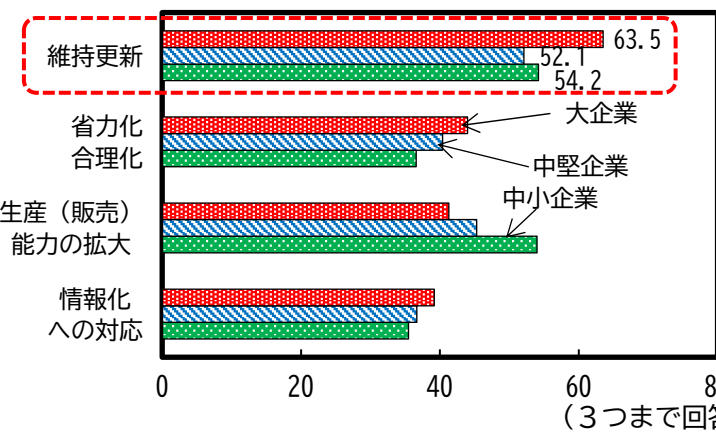
2 図 設備投資の対象（25年度）



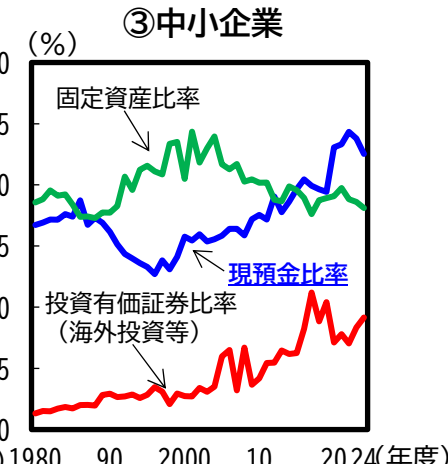
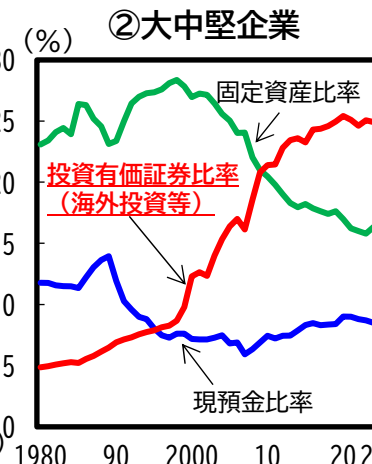
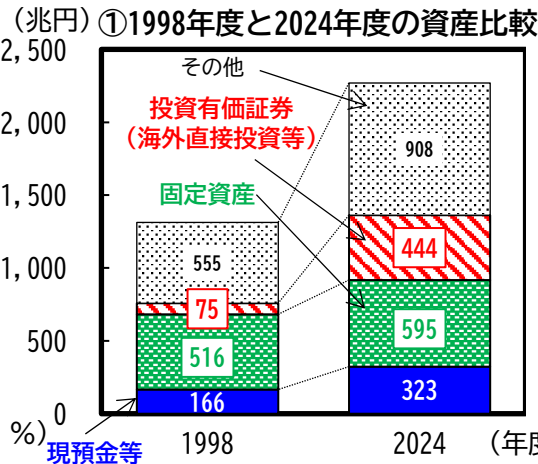
3 図 設備投資計画



4 図 設備投資のスタンス（25年度）



5 図 企業のバランスシート



(備考) 1. 1 図は、内閣府「国民経済計算」により作成。季節調整値。機械設備等は、形態別総資本形成額をもとに、固定資本マトリックス（国民経済計算年次推計の2023暦年値）における民間部門の割合を用いて計算。知的財産生産物は、形態別総資本形成額から、公的部門分について2023年10-12月期以降横ばいとの仮定を置いて、これを控除して計算。建設は、民間企業設備計から機械設備等と知的財産生産物を控除して計算。

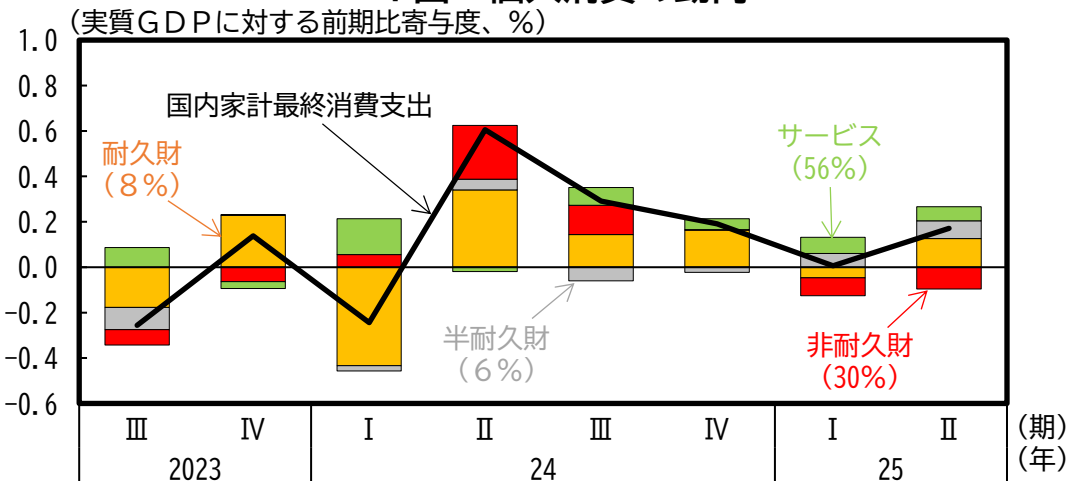
2. 2 図、3 図、4 図は、内閣府・財務省「法人企業景気予測調査」により作成。2 図は25年7-9月期、4 図は同4-6月期調査で、いずれも10項目中3項目以内の複数回答による回答社数構成比。2 図は、製造業、非製造業の各企業規模別の回答割合を、回答法人数を用いて加重平均。3 図は全規模全産業、ソフトウェアを含む名目値。

3. 5 図は、財務省「年次別法人企業統計調査」により作成。「固定資産」は土地を含む有形固定資産、建設仮勘定、ソフトウェアを含む無形固定資産、「現預金等」は現金・預金、流動性のある有価証券を含む。

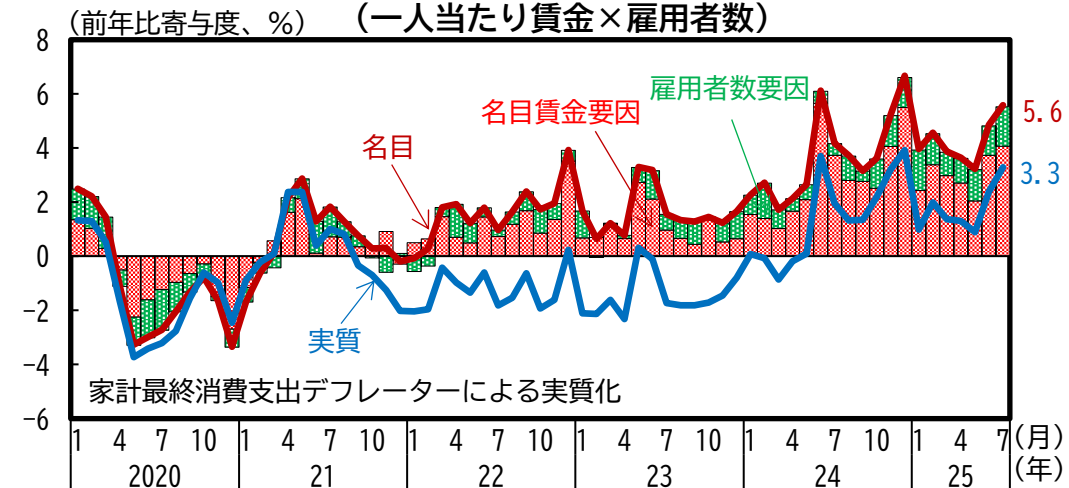
今月の指標（2） 家計部門の動向

- ◆ 個人消費は5四半期連続で前期比プラスとなり、緩やかではあるが持ち直しの動きが続く（1図）。マクロ的な所得動向を示す総雇用者所得は、雇用者数の増加もあって1年以上実質前年比プラスが続く（2図）。
- ◆ 消費者マインドは、生鮮野菜の価格上昇の一服とともに予想物価上昇率が安定したことや、7月の関税交渉合意の効果もあって持ち直しの動き（3図）。消費者物価は、生鮮食品以外の食料品価格の継続的な上昇を主因に前年比で3%前後の上昇が続くが、8月は電気代補助の効果もあり上昇率はやや鈍化（4図）。物価の安定と物価上昇を上回る賃金上昇の定着が引き続き課題。

1図 個人消費の動向

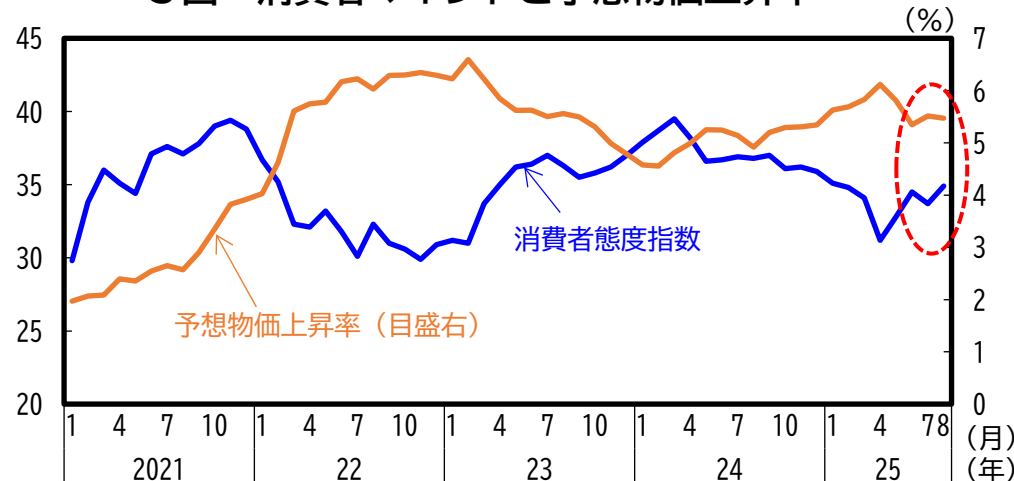


2図 総雇用者所得の動向 (一人当たり賃金×雇用者数)

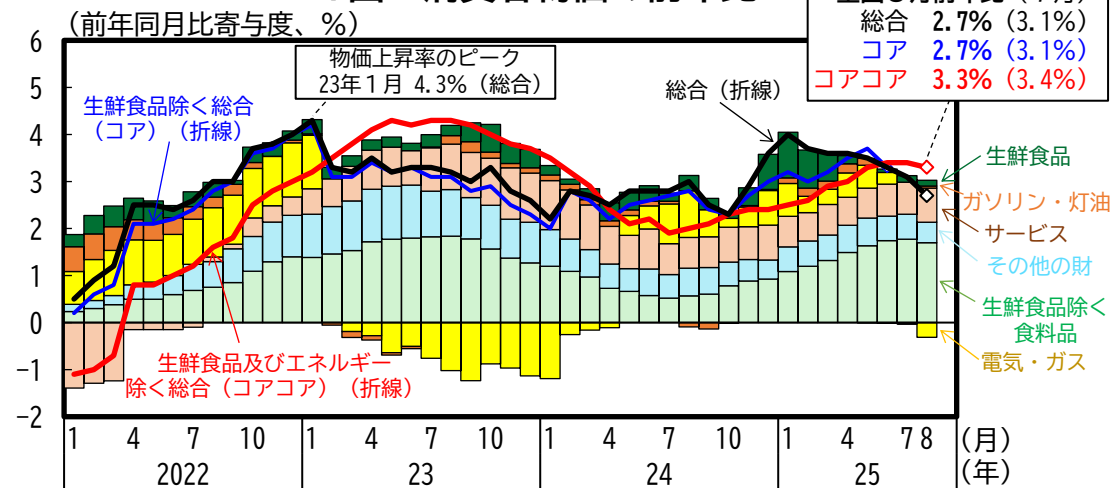


- (備考) 1. 1図は、内閣府「国民経済計算」により作成。季節調整値。
 2. 2図は、内閣府「総雇用者所得」により作成。家計最終消費支出デフレーターによる実質化。
 3. 3図は、内閣府「消費動向調査」により作成。2人以上の世帯。「予想物価上昇率」は「日ごろよく購入する品物の価格について、1年後どの程度になると思いますか」という問に対する世帯の回答結果のうち、上昇、下落ともに「2%未満」を1%、「2%以上～5%未満」を3.5%、「5%以上～10%未満」を7.5%、「10%以上」を10%として、それぞれの回答者割合で加重平均した値。
 4. 4図は、総務省「消費者物価指数」により作成。固定基準。

3図 消費者マインドと予想物価上昇率



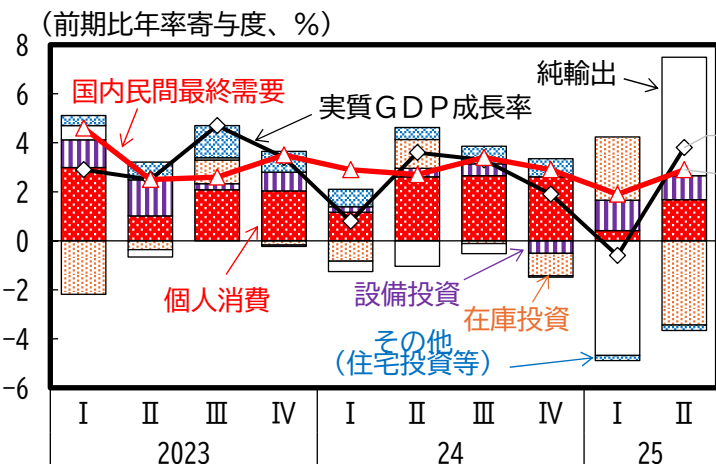
4図 消費者物価の前年比



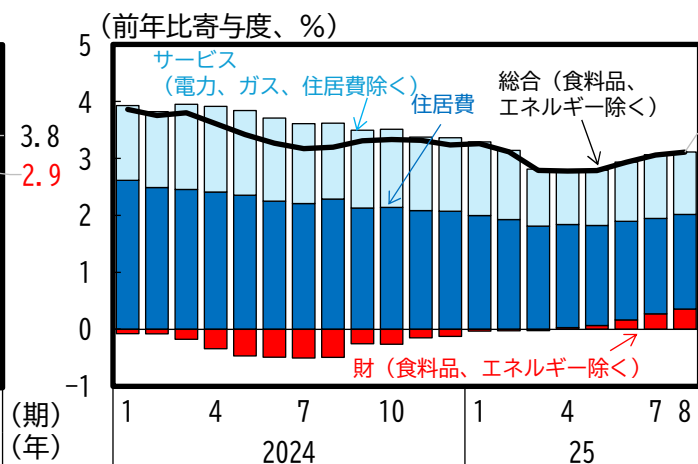
今月の指標（3） 米国経済の動向

- ◆ 米国経済は、個人消費を始めとする内需の伸びが緩やかになっている（1図）。消費者物価については、財価格の上昇は依然として小幅に留まっており、関税引上げに伴う影響はあまりみられていない（2図）。アンケート調査によれば、企業の多くは関税コストを価格転嫁する姿勢であるが、その程度は様々であり、社内で吸収するとの回答も多い（3図）。
- ◆ 雇用者数は、足下で増勢が鈍化（4図）。雇用の下振れリスクの高まりを背景に、F R Bは政策金利を0.25%ポイント引き下げることを決定。今後の通商政策など政策動向による影響には引き続き留意が必要（5図）。

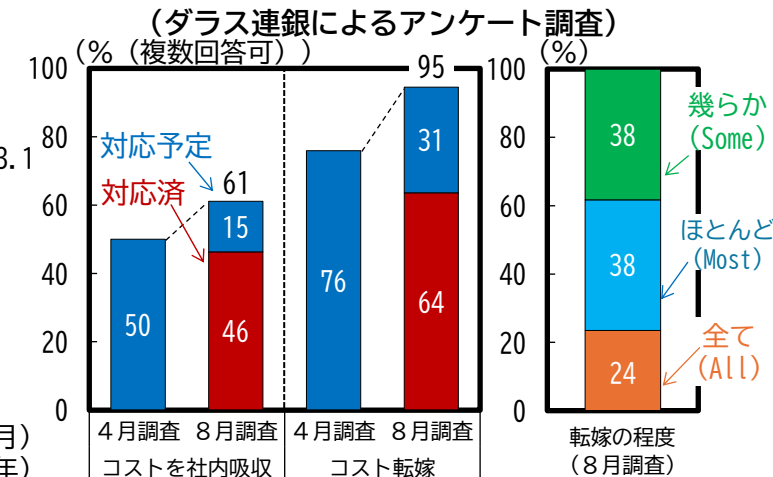
1図 実質GDP成長率



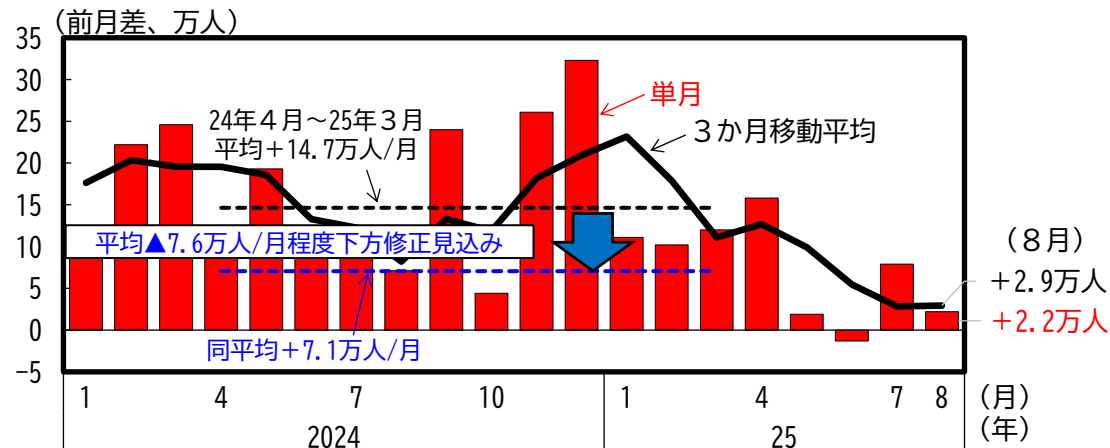
2図 消費者物価



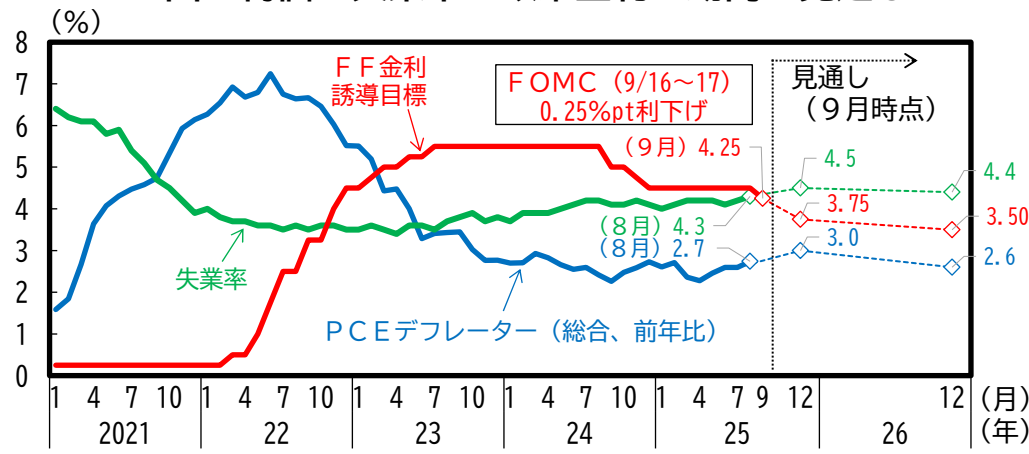
3図 製造業における関税コストの転嫁状況



4図 雇用者数(非農業部門)



5図 物価・失業率・政策金利の動向と見通し



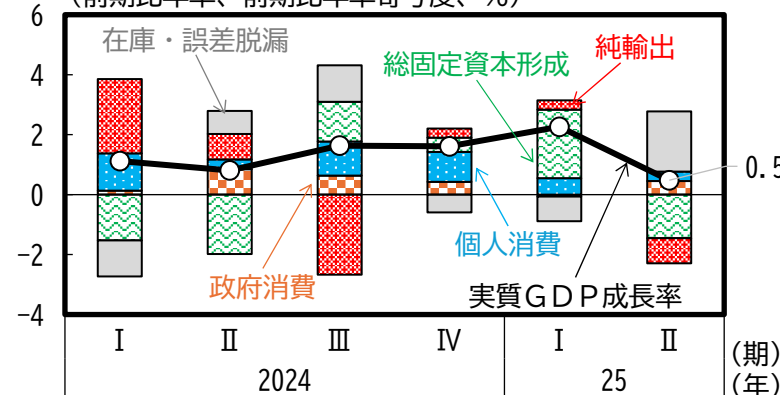
(備考) 1. 1図は、米国商務省により作成。国内民間最終需要は、GDPから純輸出、政府支出、在庫投資を引いたもの(個人消費と設備投資と住宅投資の合計に相当)。2図は、米国労働省により作成。
2. 3図は、ダラス連銀により作成。テキサス州の企業(製造業)向けの調査で、関税引上げの悪影響を受けたと回答した約50社が対象。左図は、「関税の引上げに対応してどのような行動をとっているか、またはとる予定か(複数回答可)」という質問への回答割合。右図は、前述の質問でコストを転嫁済又は転嫁予定と回答した企業を対象に、「関税コストのどの程度を顧客に転嫁するつもりか」と聞いた質問への回答割合。
3. 4図は、米国労働省により作成。ベンチマーク改定により、2025年3月時点の雇用者数が▲91.1万人(速報値)下方修正される見込み(9月9日公表)。確報値により実際に修正されるのは、2026年1月雇用統計。
4. 5図は、F R B、米国商務省、米国労働省により作成。FF金利誘導目標は、上限値を示している。見通しは、9月17日に公表された連邦公開市場委員会(FOMC)参加者による四半期経済見通しの中央値。

今月の指標（４） 世界経済・貿易の動向

- ◆ ユーロ圏では、景気は持ち直しのテンポが緩やかになっている（１図）。純輸出の寄与がマイナスとなっており、特にドイツ、フランスの対米財輸出が減少している（２図）。
- ◆ 中国では、米国の関税引上げ後も実質GDP成長率や製造業を含む第二次産業の成長寄与度に変化はみられず（３図）。財輸出は、引き続き、米国向けが大幅に減少する一方、A S E A N向け等を中心に全体としては緩やかな増加基調を維持（４図）。
- ◆ 米国から高関税を課されたインドでも、主にサービス業がけん引する形で景気拡大が継続（５図）。インド経済は、輸出の５割近くをI Tやビジネスサービス等のサービス輸出が占めており、関税引上げの影響を比較的受けにくい貿易構造（６図）。

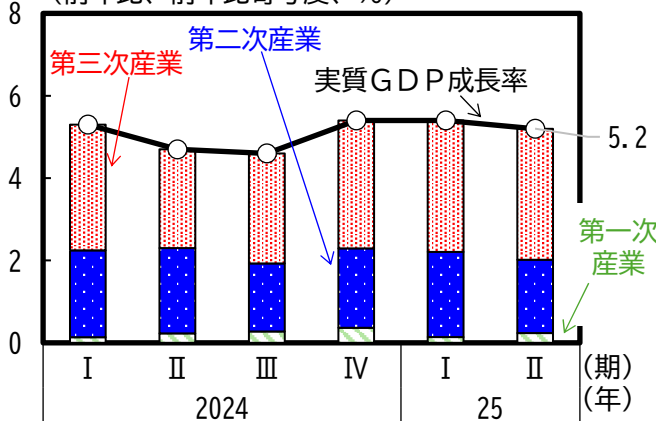
１図 ユーロ圏の実質GDP成長率

（前期比年率、前期比年率寄与度、％）



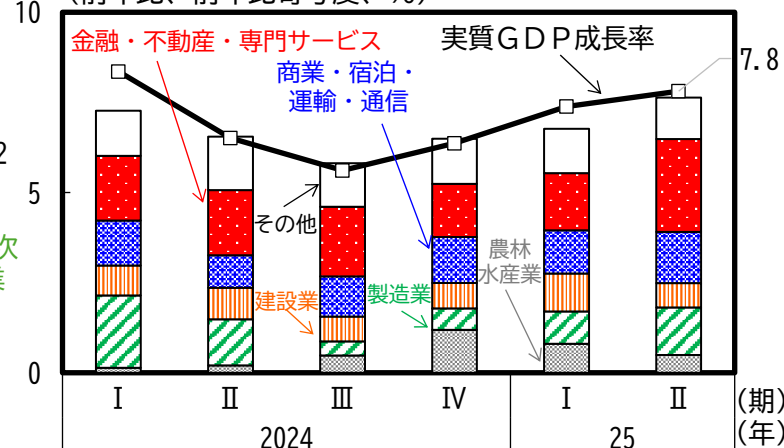
３図 中国の実質GDP成長率

（前年比、前年比寄与度、％）



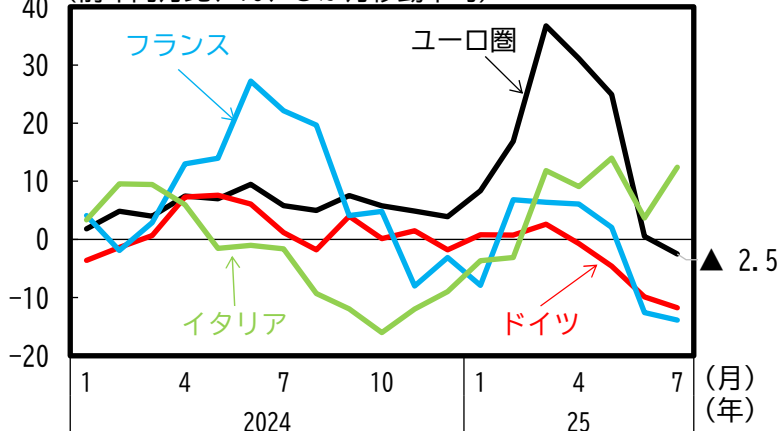
５図 インドの実質GDP成長率

（前年比、前年比寄与度、％）



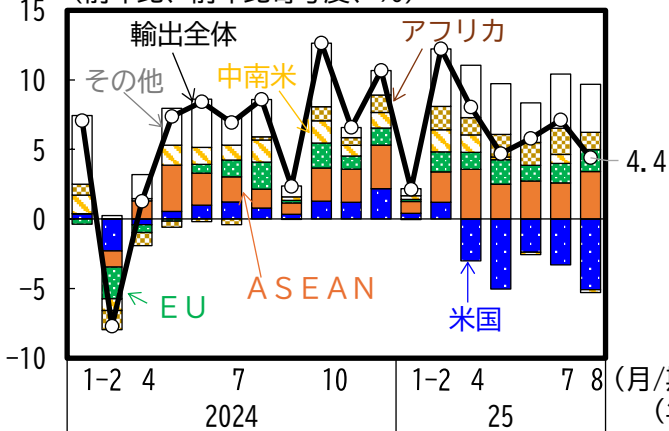
２図 ユーロ圏主要国の米国向け財輸出

（前年同月比、％、３か月移動平均）



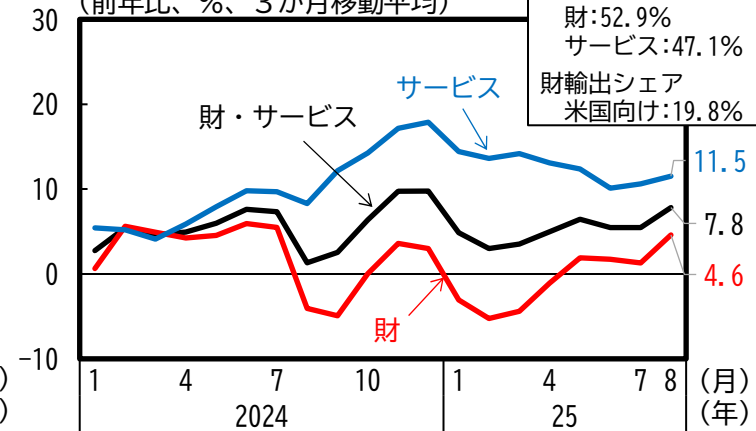
４図 中国の財輸出

（前年比、前年比寄与度、％）



６図 インドの輸出

（前年比、％、３か月移動平均）



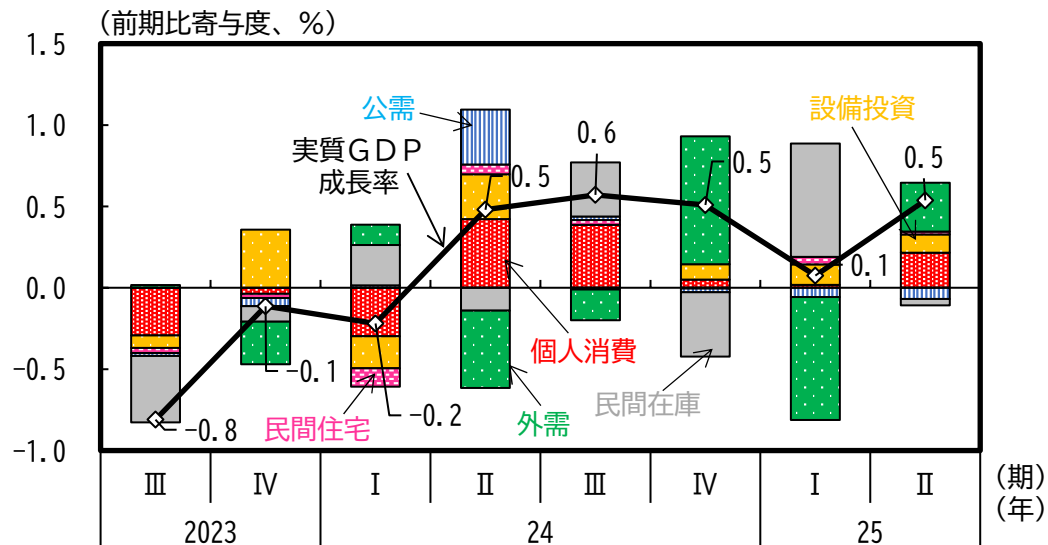
（備考） 1. 1図は、ユーロスタットにより作成。2図は、ユーロスタットにより作成。名目。

2. 3図は、中国国家統計局により作成。第一次産業には農林水産業、第二次産業には鉱業、製造業、電力・ガス・熱供給・水道業及び建設業、第三次産業にはそれ以外の産業が含まれる。4図は、中国海関総署により作成。金額ベース。

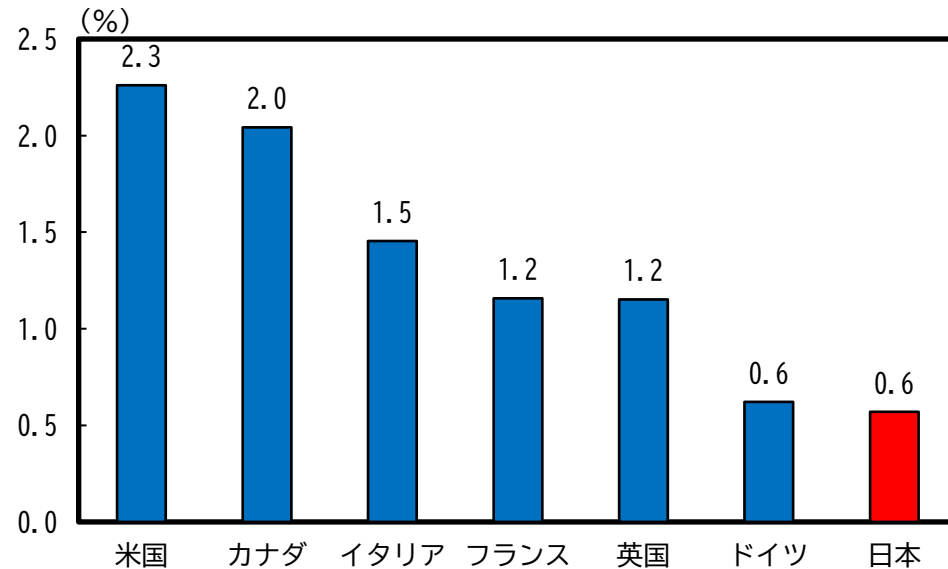
3. 5図は、インド統計・事業実施省により作成。産業別寄与度はGVAベース。6図は、インド商工省により作成。金額ベース。インドの年度は4月～翌3月。

参 考

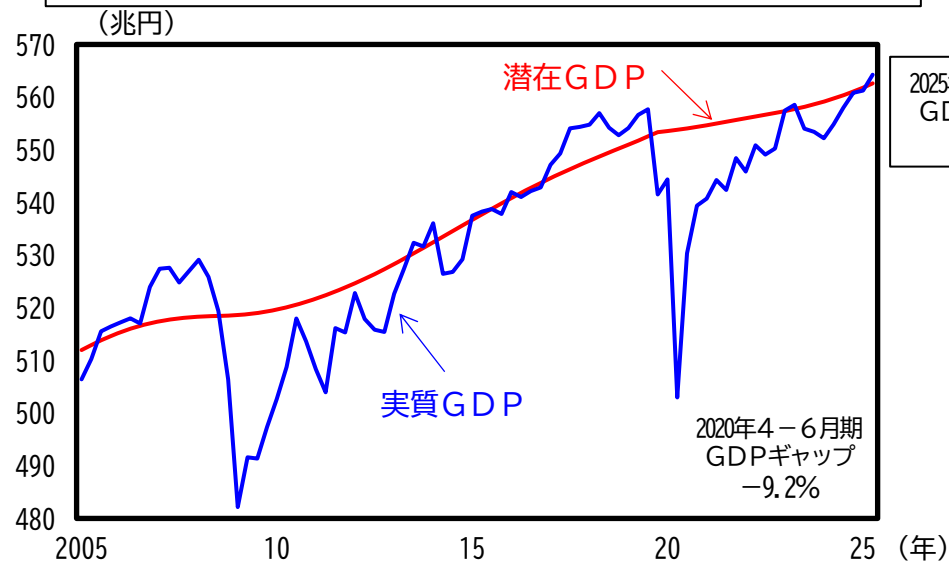
実質GDP成長率の寄与度分解



潜在成長率（潜在GDPの伸び率）の国際比較

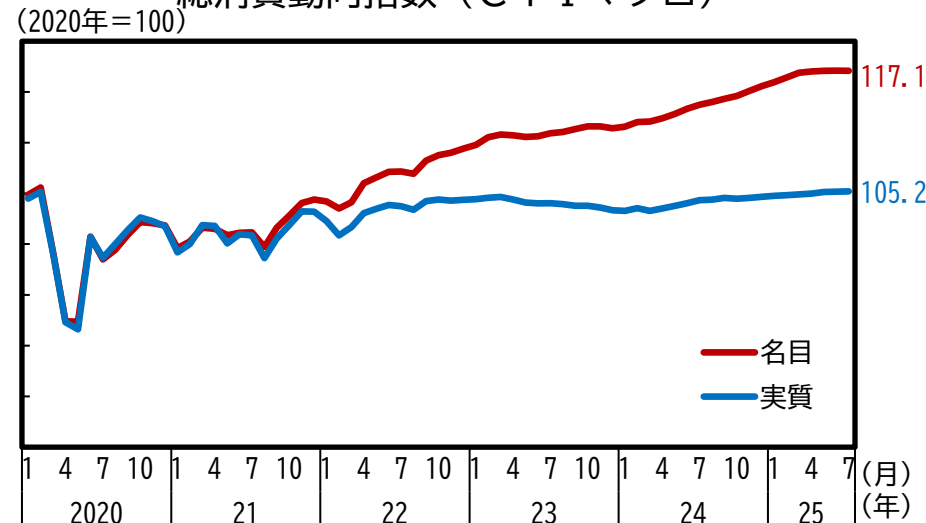


潜在GDPと実質GDP



個人消費 ～持ち直しの動きがみられる～

総消費動向指数（CTIマクロ）



(備考) 1. 左上図は、内閣府「国民経済計算」により作成。2025年4-6月期2次速報時点。季節調整値。

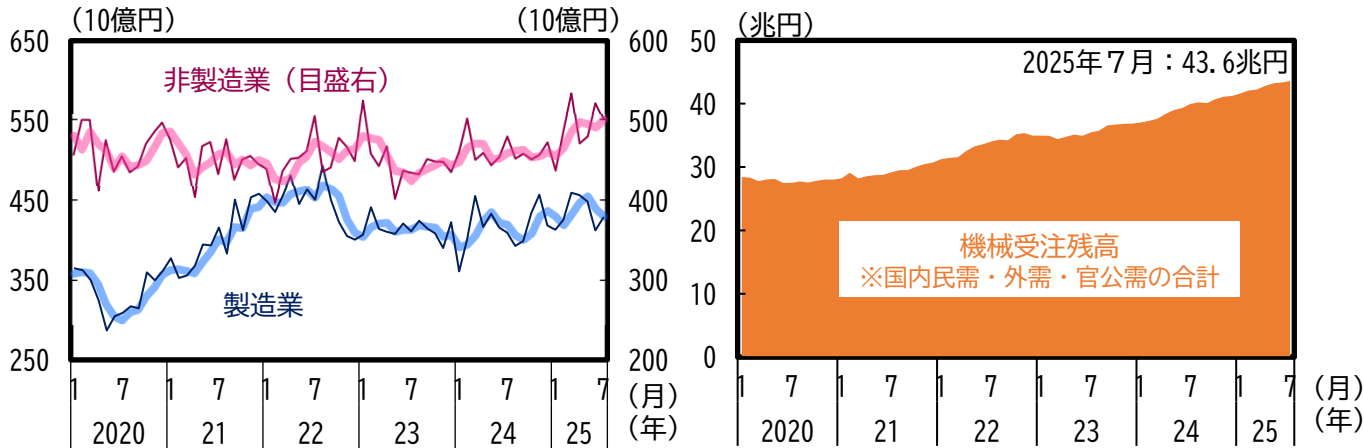
2. 右上図は、日本は内閣府推計値、米国は米国議会予算局推計値、その他の国はOECD「Economic Outlook No.117」により作成。日本の値は2025年4-6月期の値、その他の国は2024暦年値。

3. 左下図は、内閣府推計値、内閣府「国民経済計算」により作成。2025年4-6月期2次速報時点。

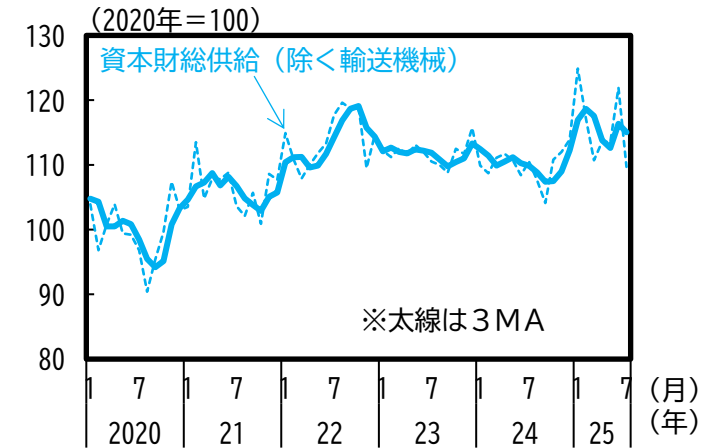
4. 右下図は、総務省「消費動向指数（CTI）」により作成。「総消費動向指数（CTIマクロ）」は、需要側統計（家計調査等から作成される総務省「世帯消費動向指数（CTIミクロ）」）、供給側統計（名目系列は経済産業省「商業動態統計」及び総務省「サービス産業動態統計調査」、実質系列は経済産業省「鉱工業指数」及び「第3次産業活動指数」）から合成された指標。

設備投資 ～緩やかに持ち直している～

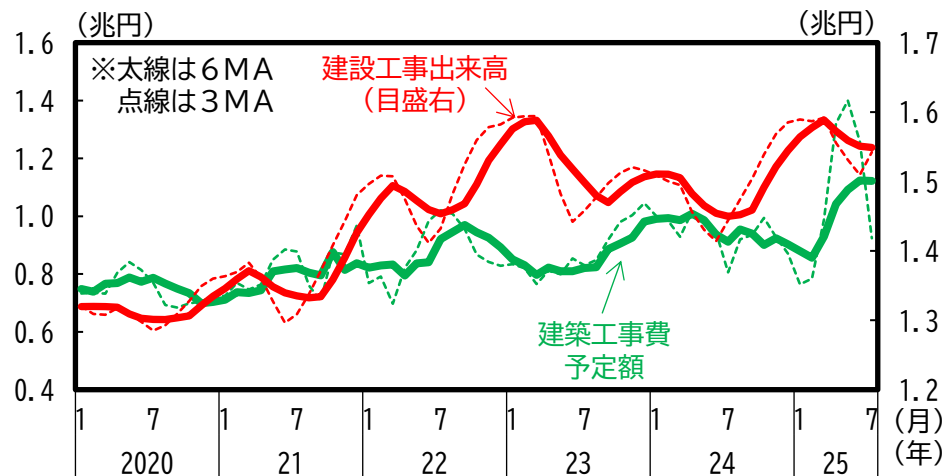
機械受注 ～持ち直しの動きがみられる～



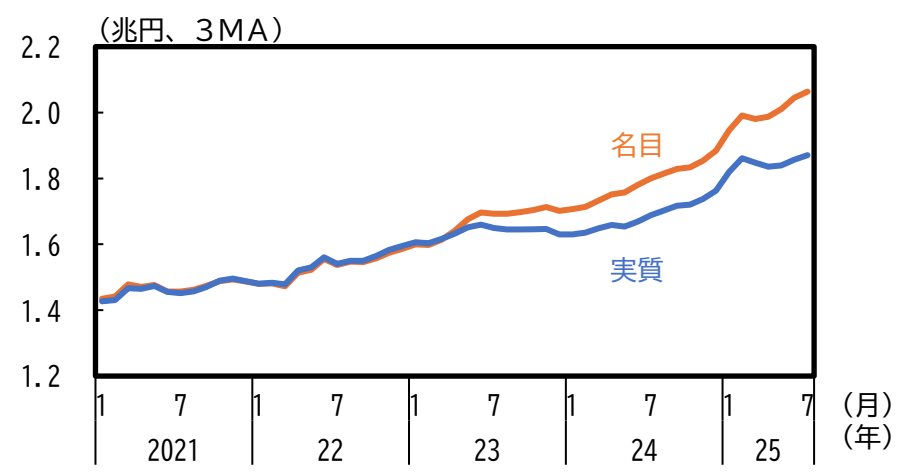
資本財総供給 ～おおむね横ばい～



建築工事費予定額
～持ち直しの動きがみられる～



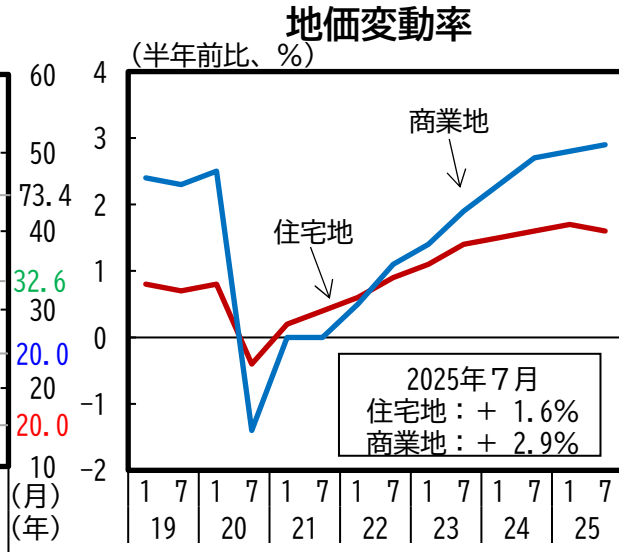
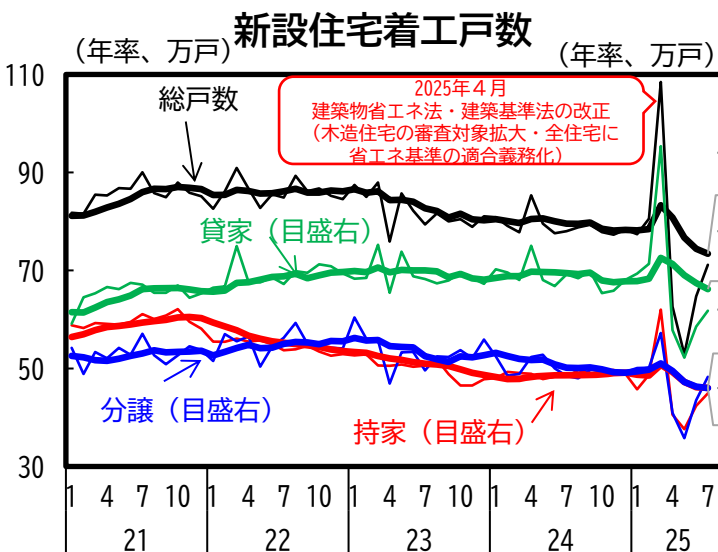
ソフトウェア投資
～増加している～



(備考) 1. 左上図、中上図は、内閣府「機械受注統計調査報告」により作成。機械受注残高のみ原数値、その他は季節調整値。太線は後方3か月移動平均。非製造業は船舶・電力を除く。
2. 右上図は、経済産業省「鉱工業出荷内訳表・総供給表」により作成。点線は季節調整値、太線は季節調整値の後方3か月移動平均。
3. 左下図は、国土交通省「建築着工統計調査」、「建設総合統計」により作成。建築工事費予定額は、民間非居住用。建設工事出来高は、民間の非住宅建設と土木の合計。ともに原数値の後方3・6か月移動平均。
4. 右下図は、総務省「サービス産業動態統計調査」、日本銀行「企業向けサービス価格指数」により作成。内閣府による季節調整値の後方3か月移動平均。実質値は、名目値を企業向けサービス価格指数（受託開発ソフトウェア（除組込み））で除して算出。2023年12月以前は、経済産業省「特定サービス産業動態統計調査」の前年比伸び率で割り戻して接続させた試算値。

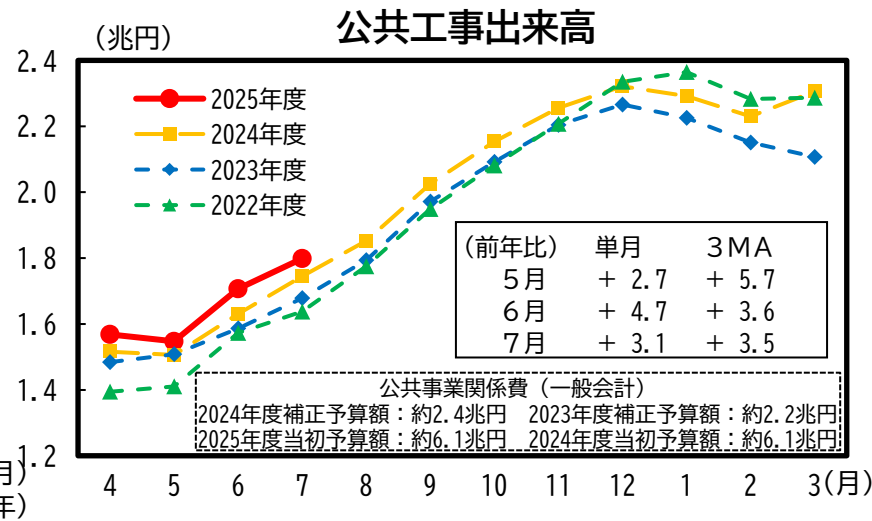
住宅建設

～建築物省エネ法等改正に伴う駆け込み需要の反動もあり、このところ弱含んでいる～



公共投資

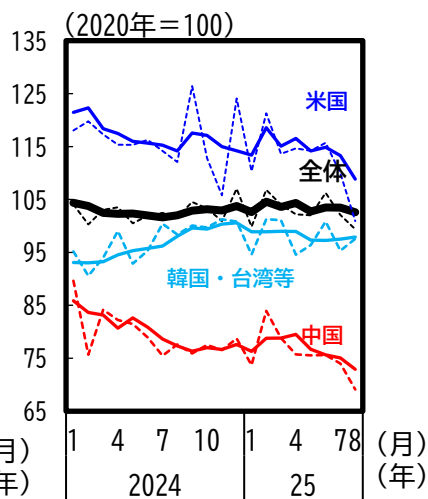
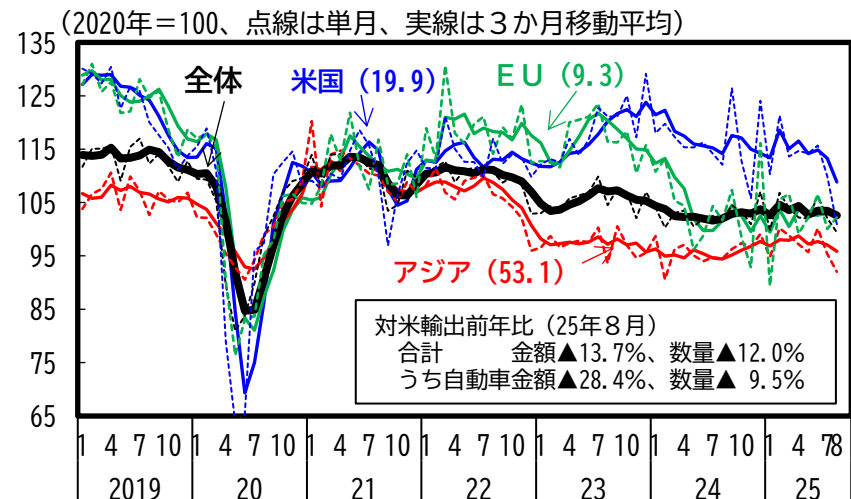
～堅調に推移している～



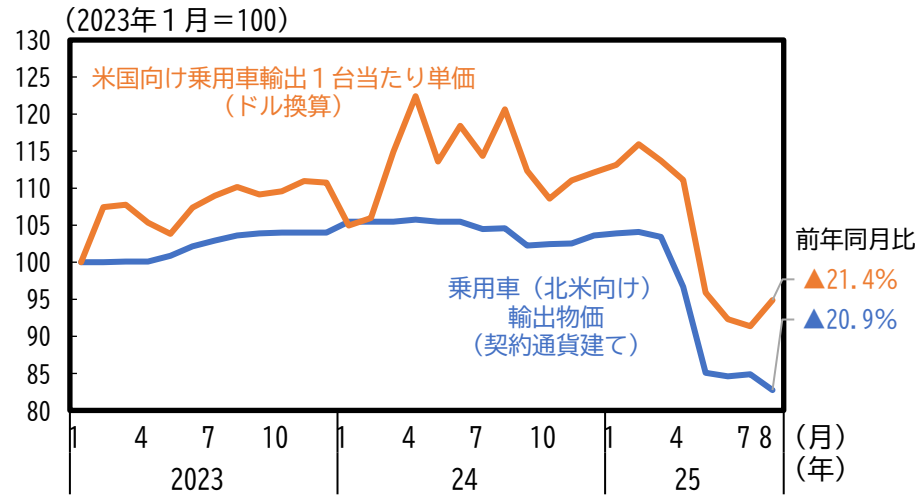
輸出

～おおむね横ばいとなっている～

輸出数量指数 (地域別)



米国向け自動車輸出価格

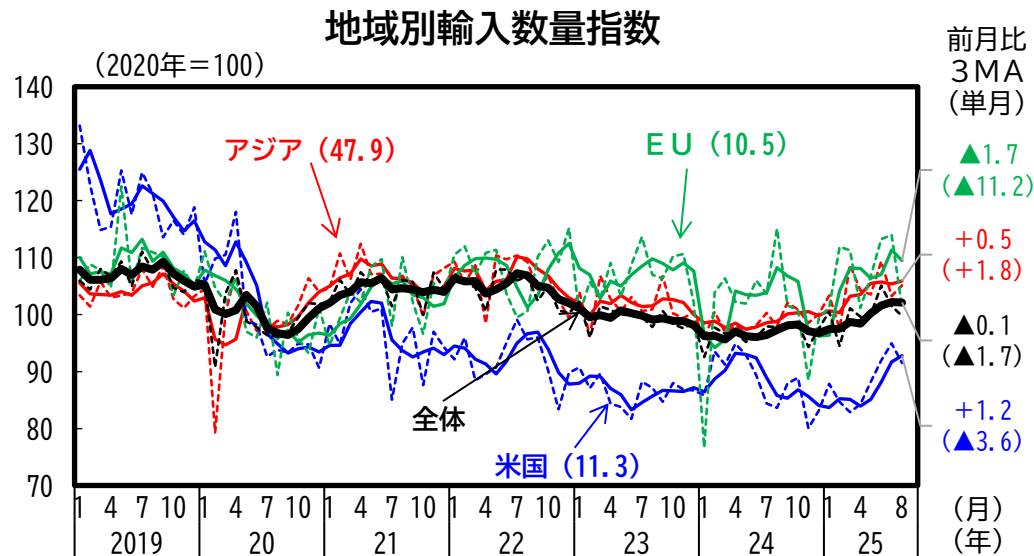


(備考) 1. 左上図は、国土交通省「住宅着工統計」により作成。季節調整値。太線は6か月移動平均。上中図は、国土交通省「地価公示」「都道府県地価調査」により作成。公示・調査との共通時点における変動率。

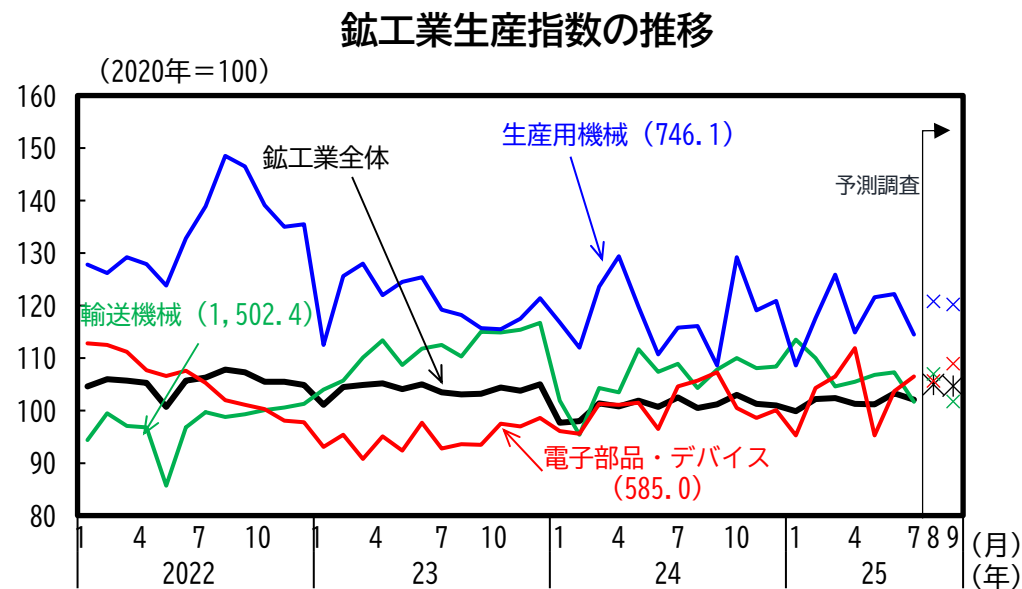
2. 右上図は、国土交通省「建設総合統計」により作成。点線枠内は、財務省予算関係資料、国土交通省「公共事業の執行状況について」により作成。

3. 下図は、財務省「貿易統計」、日本銀行「企業物価指数」により作成。輸出数量指数については、内閣府による季節調整値であり、実線は3か月移動平均、破線は単月。図中の () 内は、2024年輸出金額シェア (%)。ただし、「韓国・台湾等」はN I E s からシンガポールを控除。米国向け自動車輸出価格単価の円ドル換算は中心相場の月中平均値。

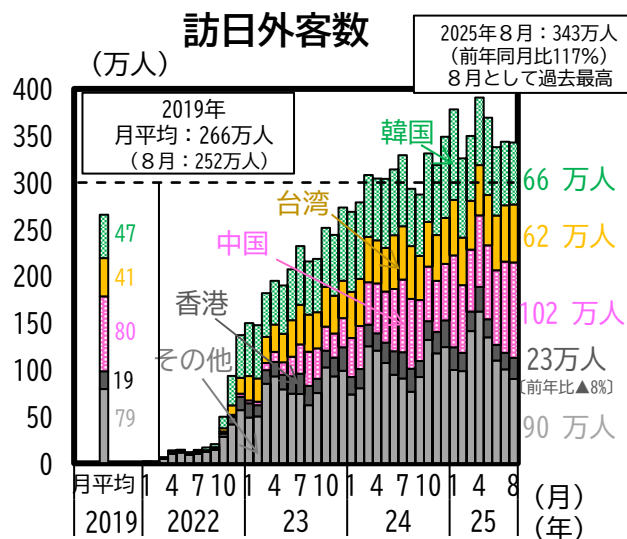
輸入 ～持ち直しの動きがみられる～



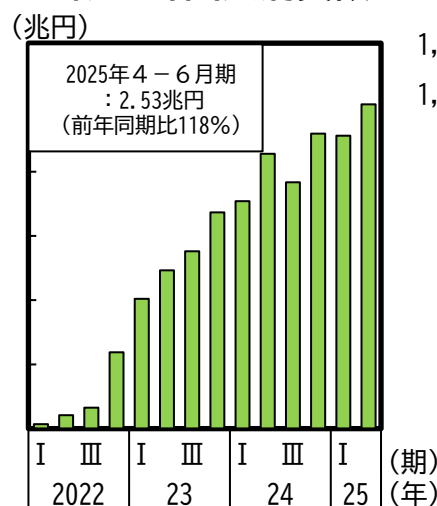
生産 ～横ばいとなっている～



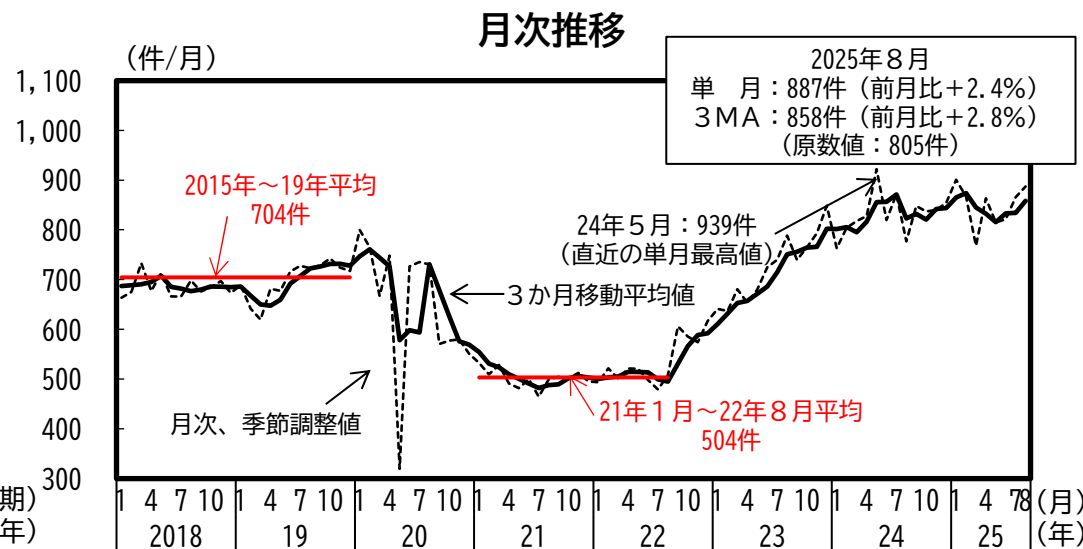
インバウンド



訪日外国人消費額



倒産 ～おおむね横ばいとなっている～



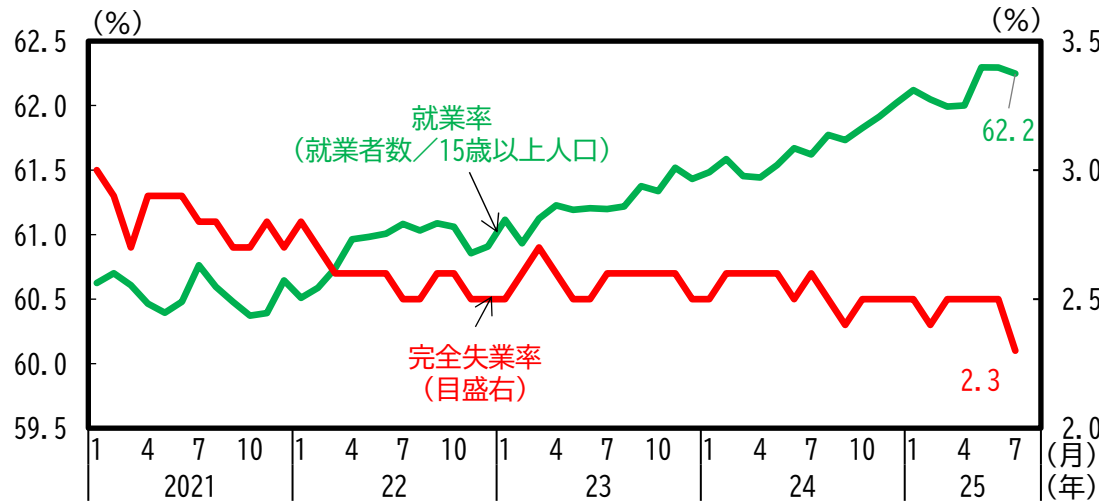
(備考) 1. 左上図は、財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値、()内は、2024年金額シェア(%)。実線は後方3か月移動平均、破線は単月。

2. 左下図は、日本政府観光局(JNTO)「訪日外客数」、観光庁「インバウンド消費動向調査」、「訪日外国人消費動向調査」により作成。

3. 右上図は、経済産業省「鉱工業指数」により作成。季節調整値。()内はそれぞれ「鉱工業指数」の中の一万分比のウェイト。4. 右下図は、東京商工リサーチ「倒産月報」により作成。内閣府による季節調整値。

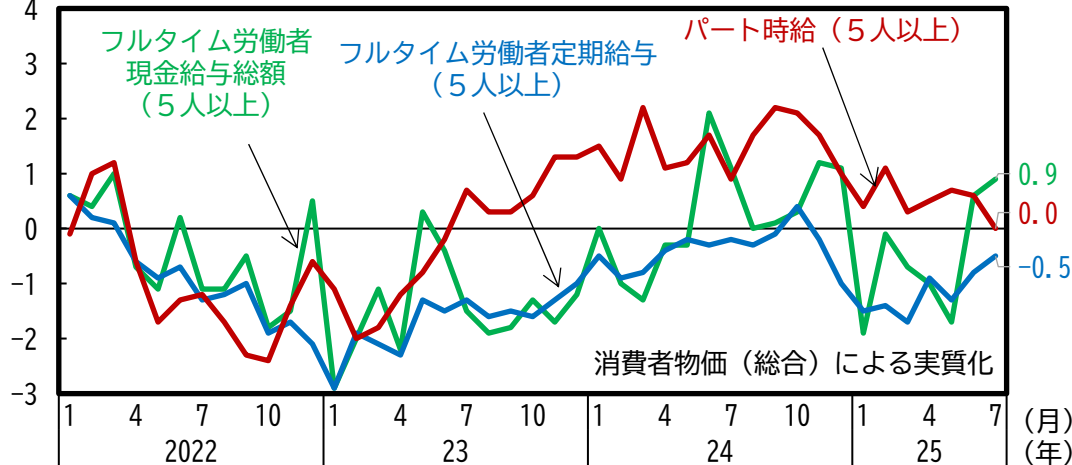
雇用情勢 ～改善の動きがみられる～

就業率・完全失業率



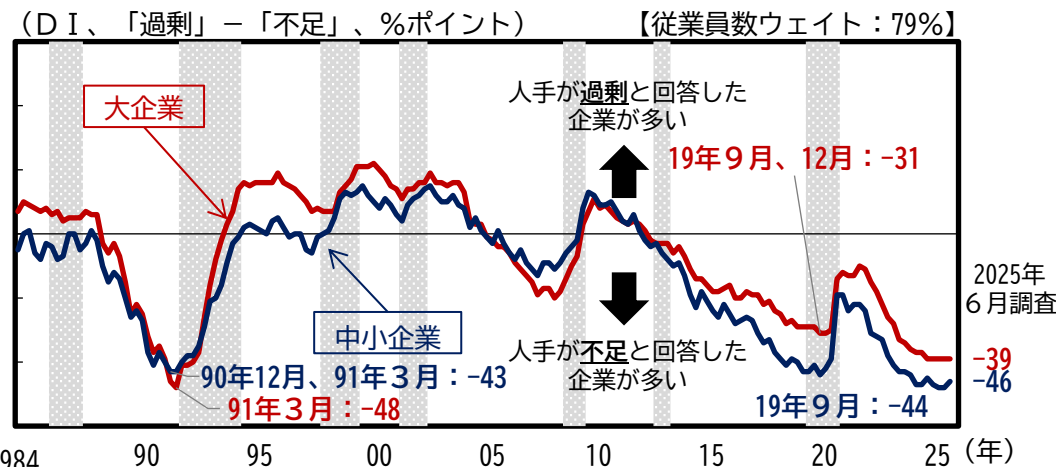
就業形態別の実質賃金

(前年比、%)

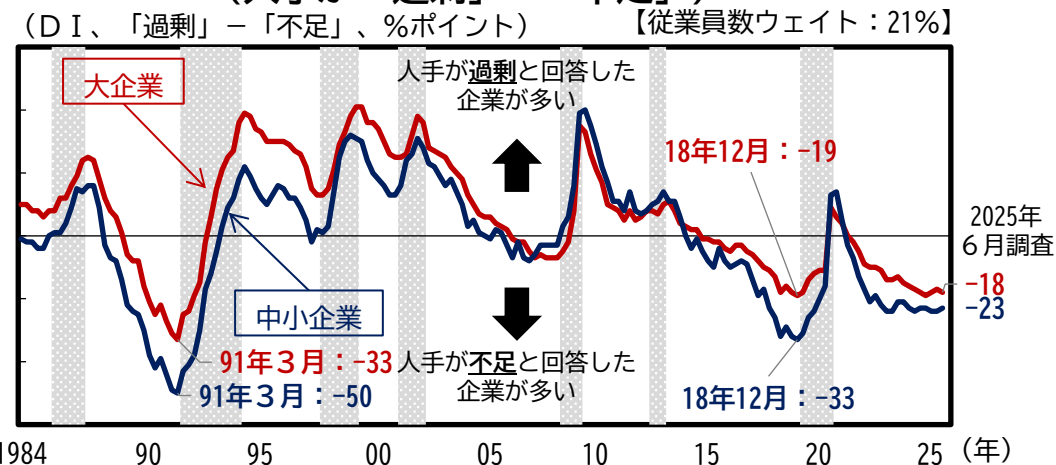


企業の人手不足感の状況

非製造業の雇用人員判断D I (人手が「過剰」－「不足」)



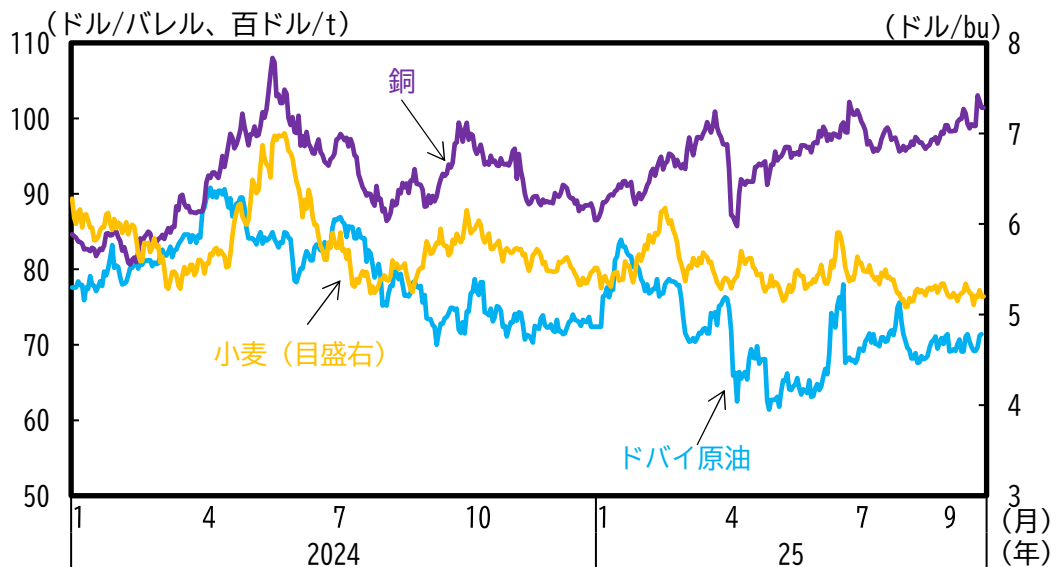
製造業の雇用人員判断D I (人手が「過剰」－「不足」)



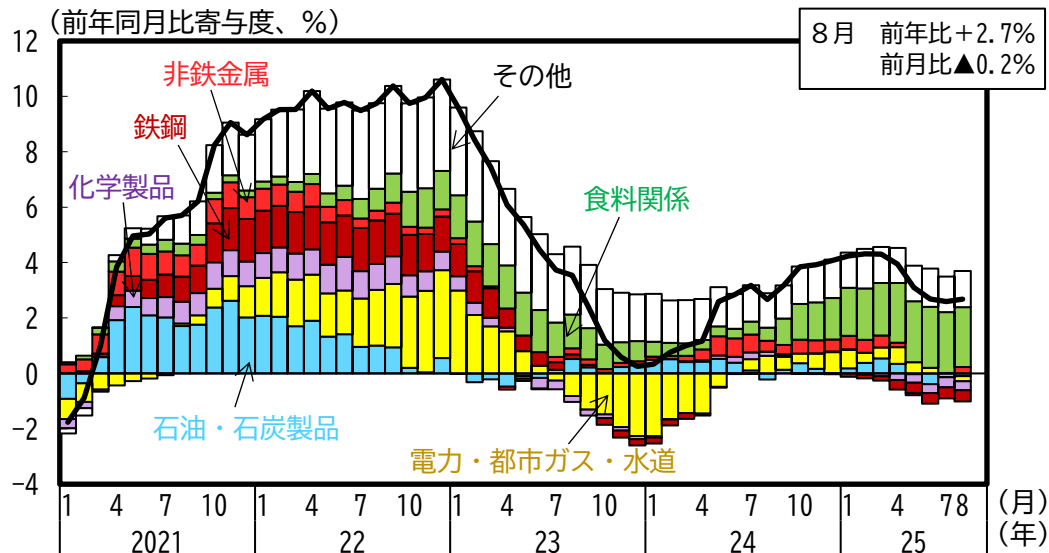
(備考) 1. 左上図は、総務省「労働力調査」により作成。季節調整値。就業率の季節調整値は、就業者数と15歳以上人口等を用いて内閣府で計算。左下図は、厚生労働省「毎月勤労統計調査」及び総務省「消費者物価指数」により内閣府が計算。

2. 右図は、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」、内閣府「景気基準日付」、財務省「年次別法人企業統計調査」により作成。図中のシャドーは景気の山から谷までの期間を示す。従業員数のウェイトは2024年度における金融業、保険業を除く全産業ベースに占める割合。

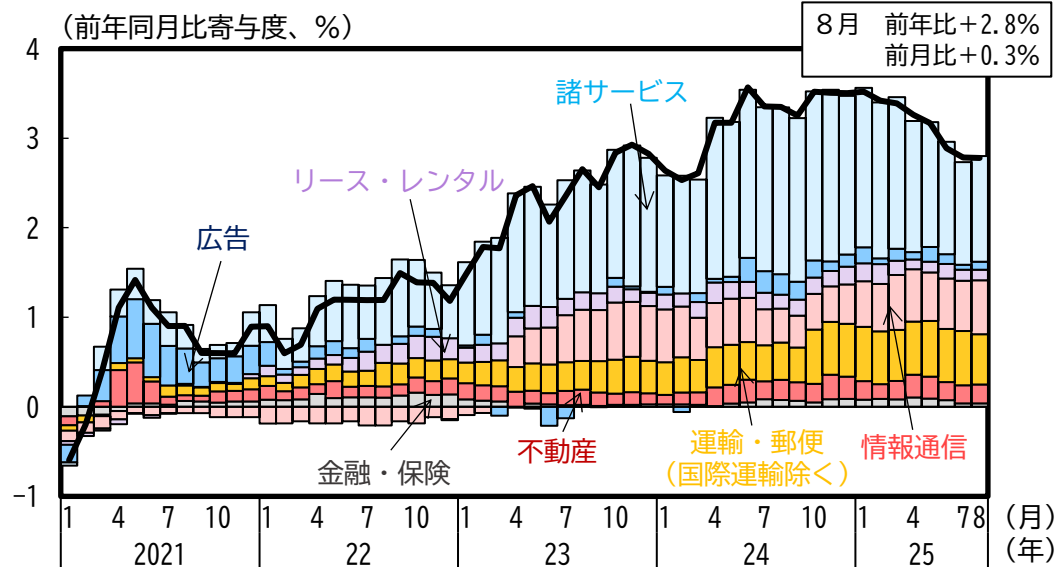
国際商品市況



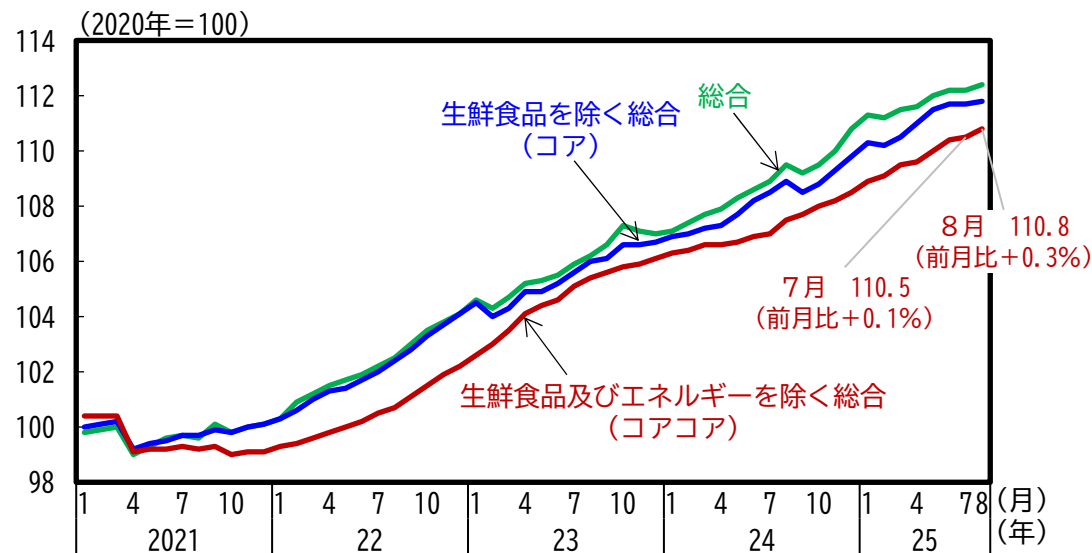
国内企業物価 ~このところ横ばいとなっている~



企業向けサービス価格~このところ上昇テンポが鈍化している~



消費者物価指数 ~上昇している~



- (備考)
1. 左上図は、Bloomberg、日経NEEDSにより作成。
 2. 左下図は、日本銀行「企業物価指数」により作成。前月比は、夏季電力料金調整後。
 3. 右上図は、日本銀行「企業向けサービス価格指数」により作成。国際運輸を除くベース。前月比は、内閣府による季節調整値。
 4. 右下図は、総務省「消費者物価指数」により作成。連鎖基準・季節調整値。

参考 日本経済（デフレ脱却の定義と判断①）

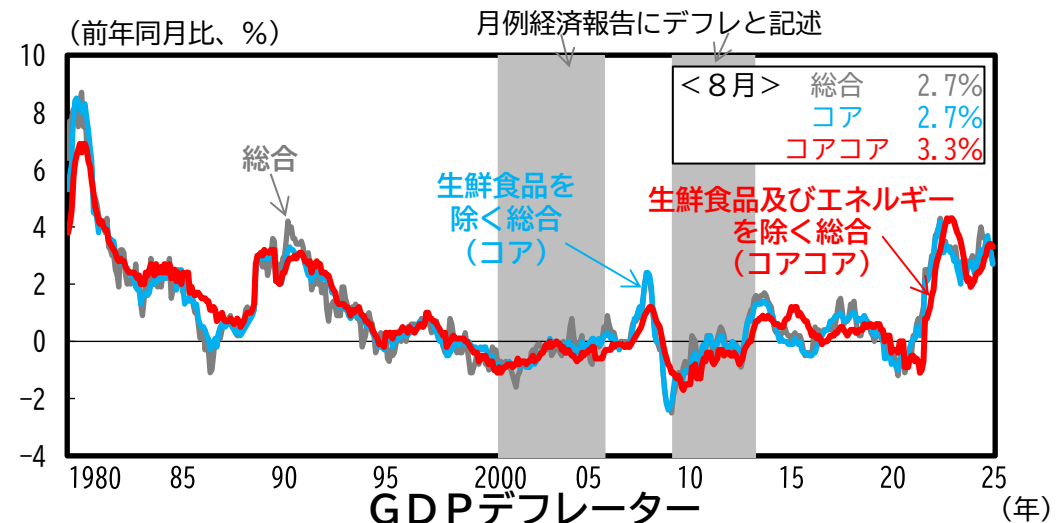
- ◆ デフレ脱却とは、「物価が持続的に下落する状況を脱し、再びそうした状況に戻る見込みがないこと」。現在は、物価が持続的に下落するデフレの状態にない。一方、デフレに後戻りしないという状況を把握するためには、消費者物価やGDPデフレーター等の物価の基調に加え、その背景として、GDPギャップ、単位労働費用、賃金上昇、企業の価格転嫁の動向、物価上昇の広がり、予想物価上昇率など、幅広い指標を総合的に確認する必要。
- ◆ 四半世紀にわたり続いた、賃金も物価も据え置きで動かないという凍りついた状況が変化し、賃金と物価の好循環が回り始め、デフレ脱却に向けた歩みは着実に進んでいる（次ページ）。

デフレ脱却の定義と判断について

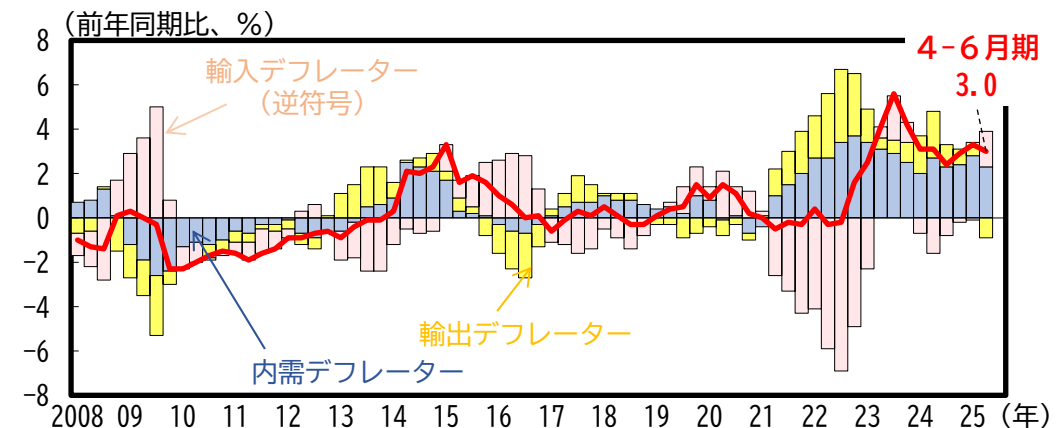
平成18年3月15日
参議院予算委員会への提出資料

- 「デフレ脱却」とは、「物価が持続的に下落する状況を脱し、再びそうした状況に戻る見込みがないこと」
- その実際の判断に当たっては、足元の物価の状況に加えて、再び後戻りしないという状況を把握するためにも、消費者物価やGDPデフレーター等の物価の基調や背景(注)を総合的に考慮し慎重に判断する必要がある。
(注)例えば、需給ギャップやユニット・レーバー・コスト(単位当たりの労働費用)といったマクロ的な物価変動要因
- したがって、ある指標が一定の基準を満たせばデフレを脱却したといった一義的な基準をお示しすることは難しく、慎重な検討を必要とする。
- デフレ脱却を政府部内で判断する場合には、経済財政政策や経済分析を担当する内閣府が関係省庁とも認識を共有した上で、政府として判断することとなる。

消費者物価上昇率（消費税率引き上げの影響を除く）

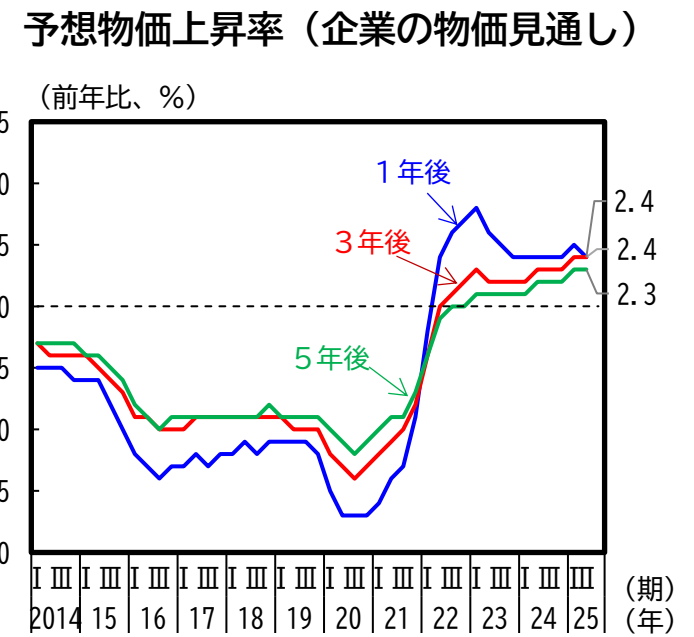
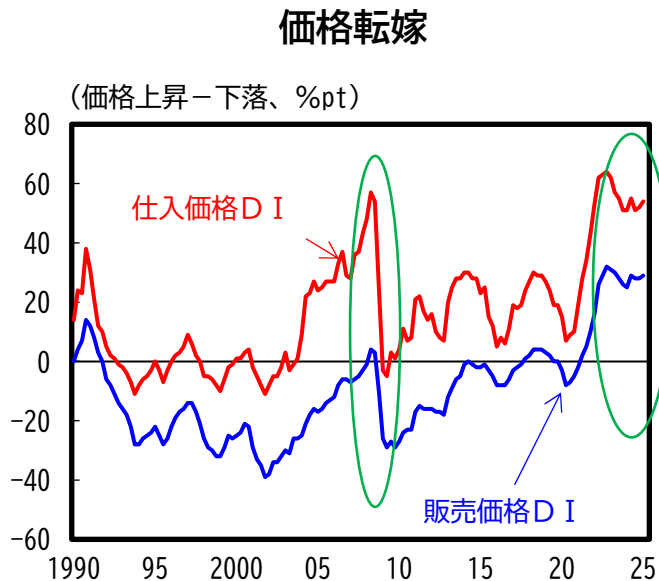
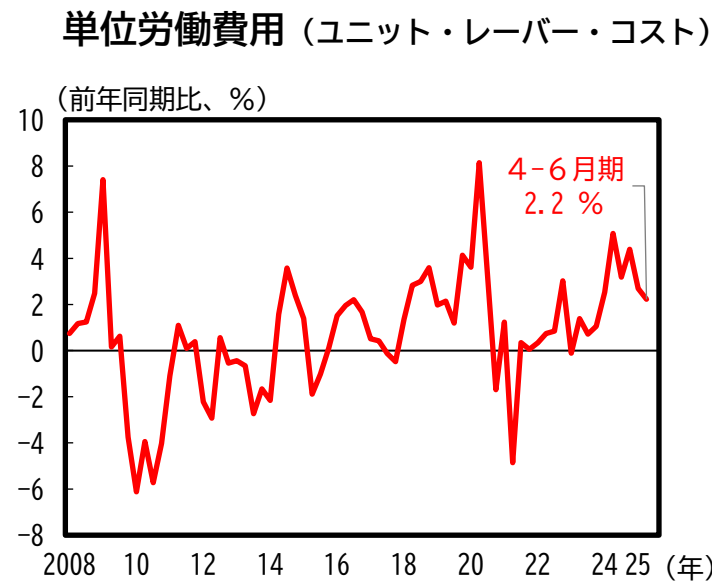
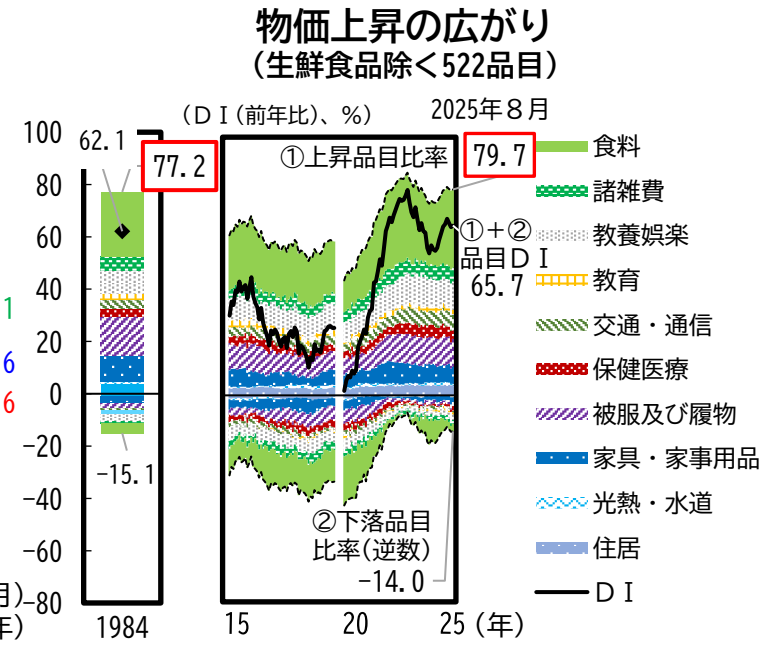
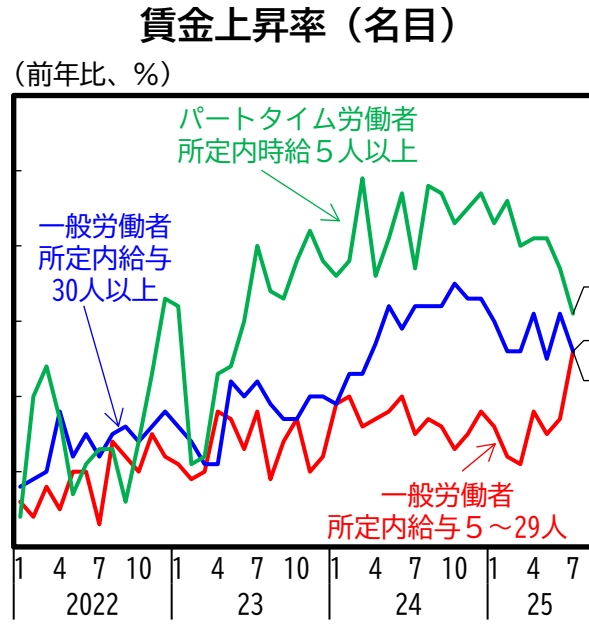
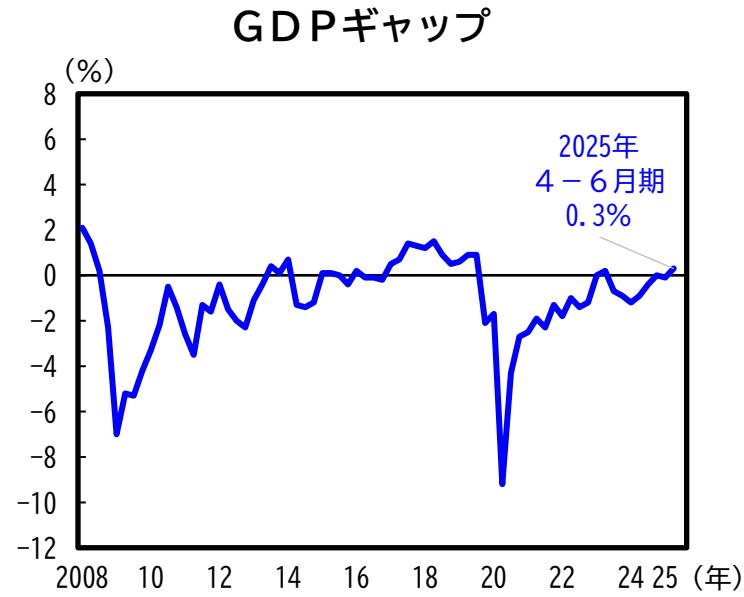


(内需デフレーター、輸出デフレーター、輸入デフレーターの寄与度)



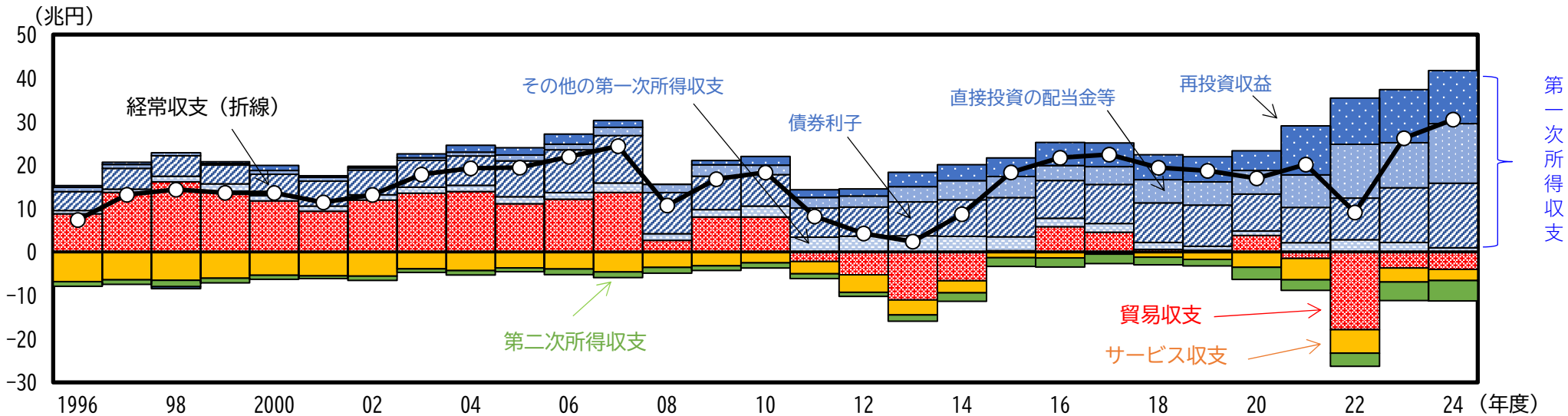
(備考) 1. 右上図は、総務省「消費者物価指数」により作成。固定基準。
2. 右下図は、内閣府「国民経済計算」により作成。

参考 日本経済（デフレ脱却の定義と判断②）

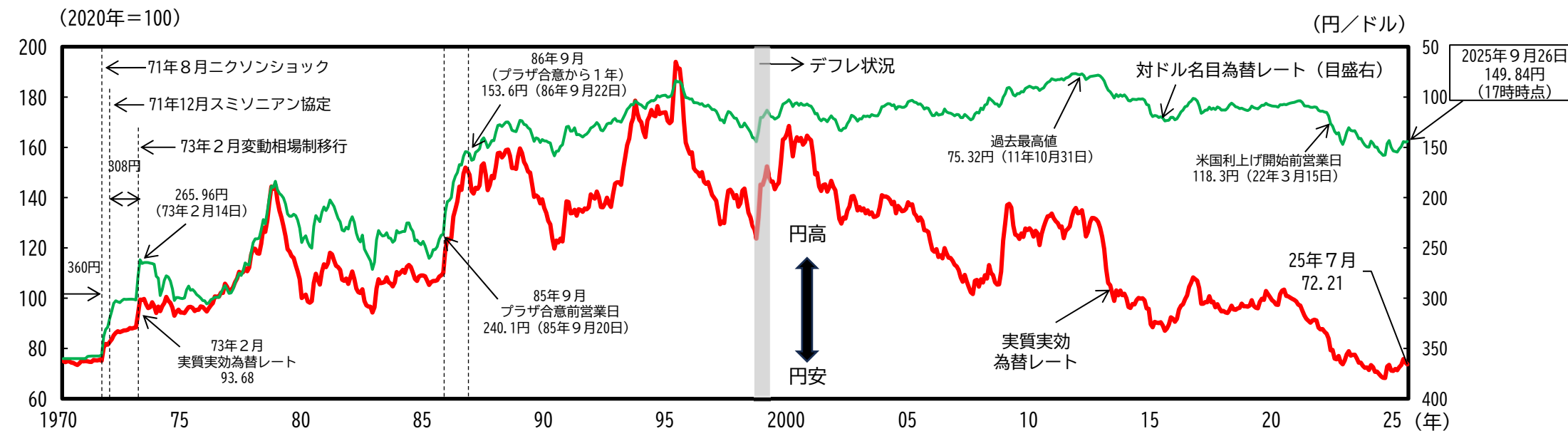


(備考) 1. 左上図は、内閣府推計値。2025年4-6月期2次速報時点。
2. 左下図は、内閣府「国民経済計算」により作成。単位労働費用は、名目雇用者報酬/実質GDP。
3. 中上図は、厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。
4. 中下図及び右下図は、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成（いずれも全規模全産業）。中下図のD.I.は、「上昇」と答えた企業の割合から、「下落」と答えた企業の割合を差し引いたもの。右下図は、各年後時点における物価全般（消費者物価指数をイメージ）の前年比の見通し。
5. 右上図は、総務省「消費者物価指数」により作成。固定基準。消費税率引上げの影響があった2015年1月～3月及び2019年10月～2020年9月のデータは除いている。

経常収支の長期推移

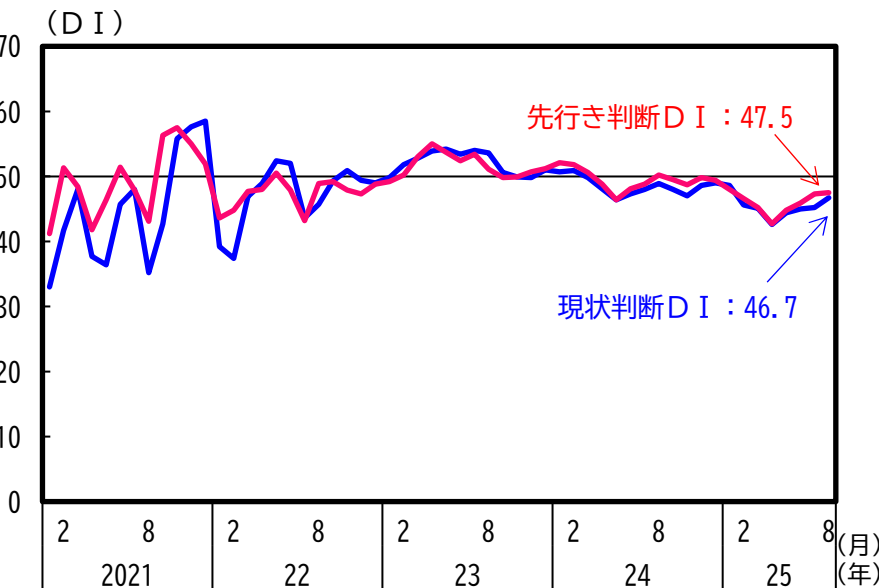


為替レートの長期推移

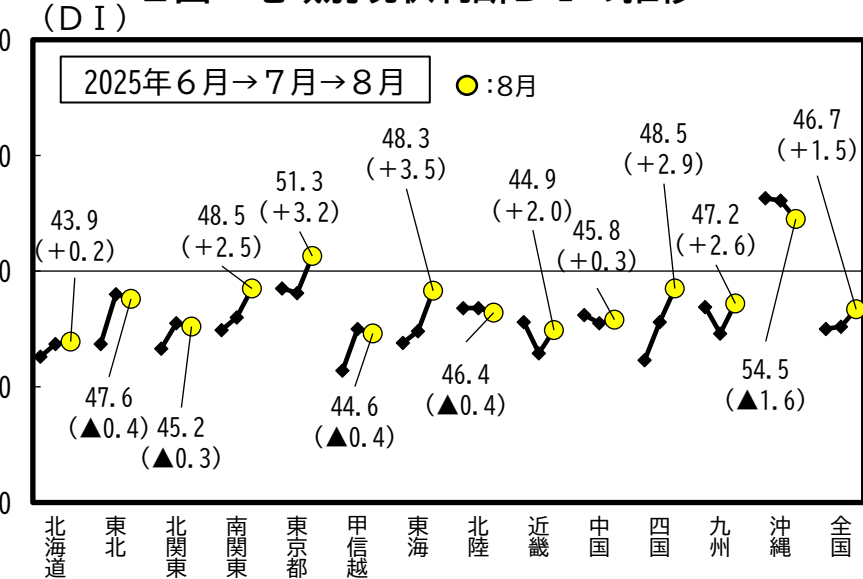


(備考) 1. 上図は、財務省・日本銀行「国際収支統計」により作成。
2. 下図は、日本銀行、Bloombergにより作成。対ドル名目為替レートはインターバンク直物中心相場 (月中平均)。実質実効為替レートは日本銀行公表値より作成。

1 図 現状判断D I・先行き判断D Iの推移（全国）



2 図 地域別現状判断D Iの推移

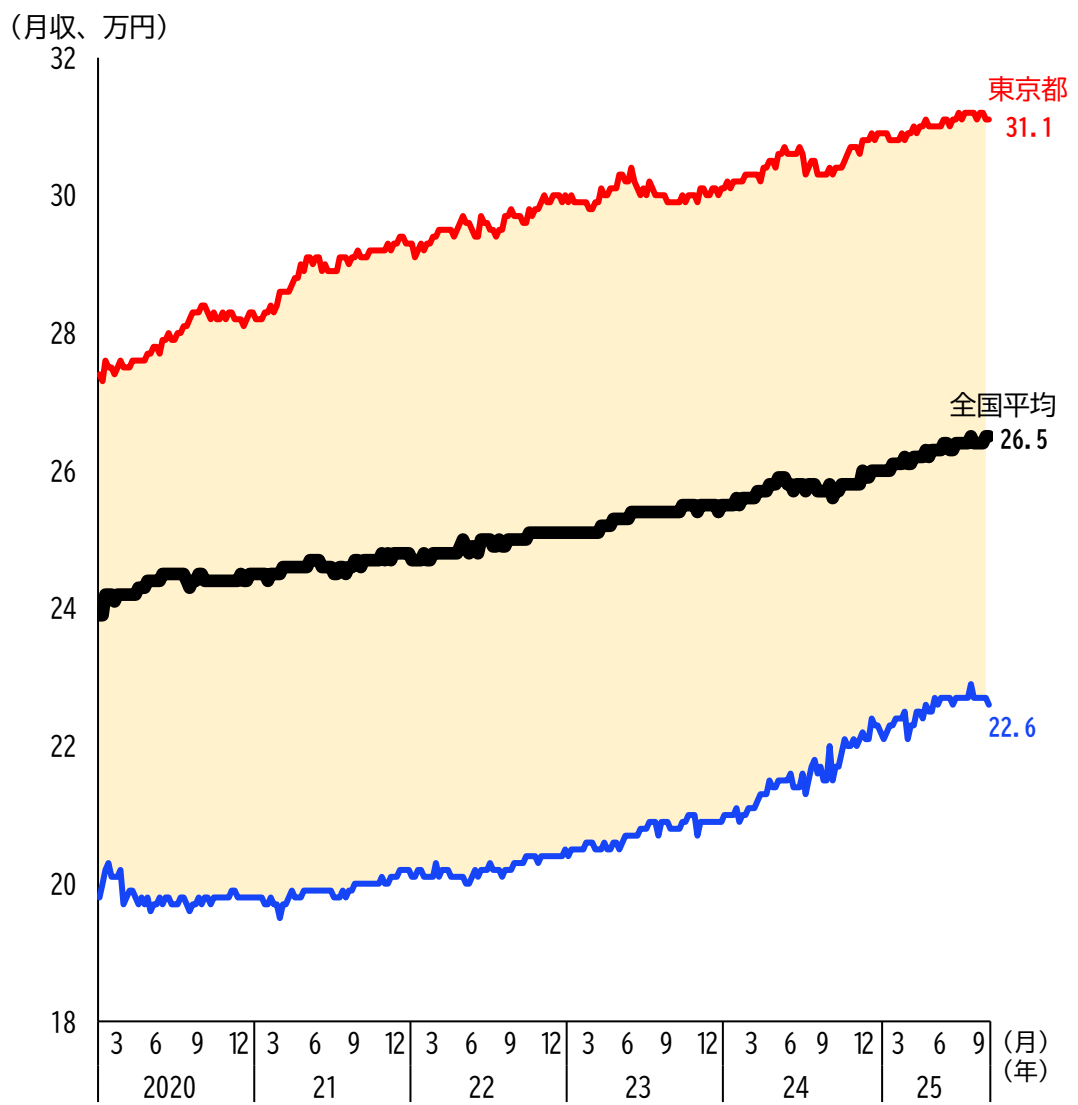


3 図 地域別景気判断理由の概要（現状判断、8月）

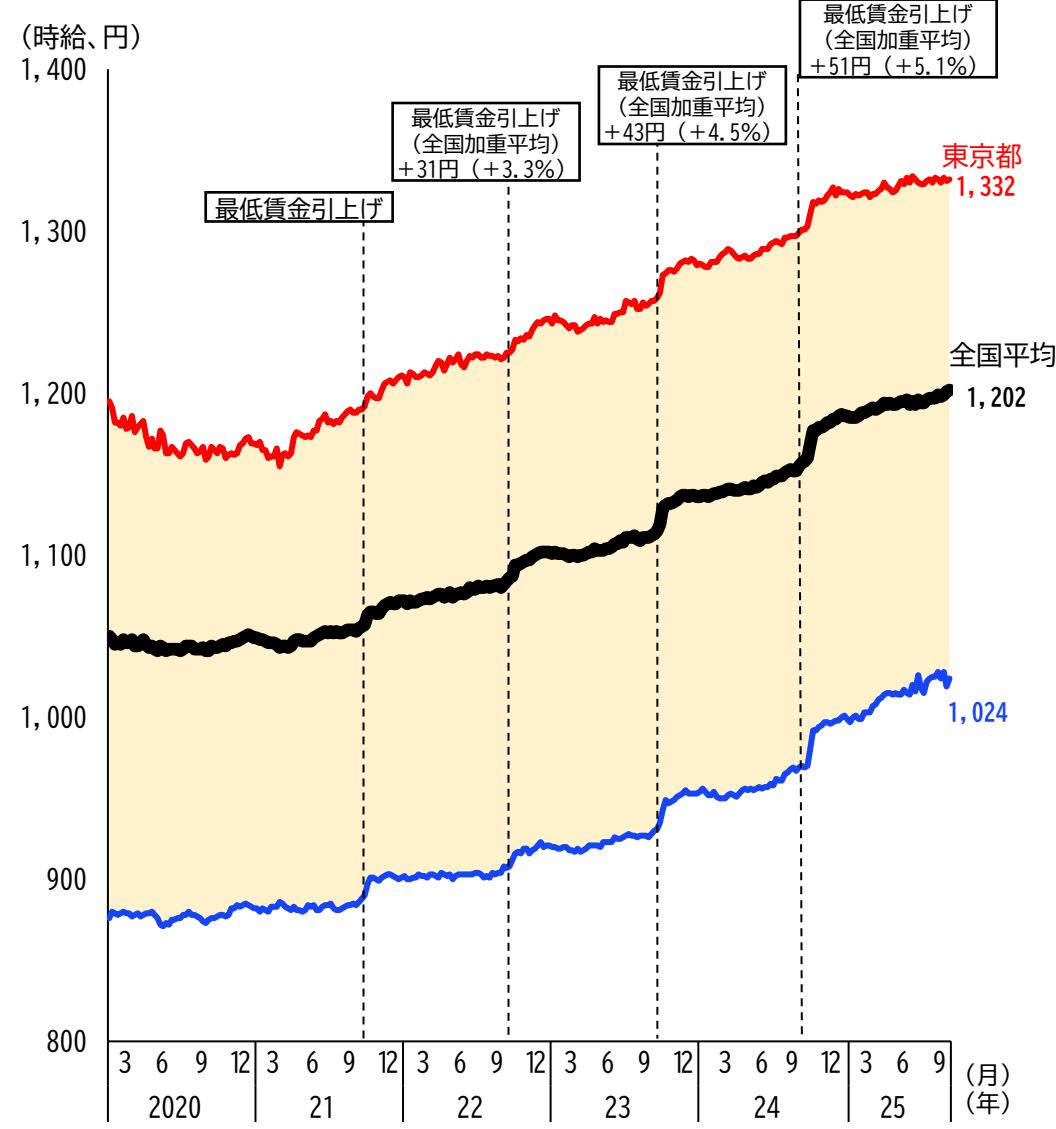
地域名	プラス要因のコメント	マイナス要因のコメント
北海道	物価高の影響で観光を控えるといった雰囲気はなく、特に国内からの個人観光客の利用が目立っている。外国人観光客の利用も相変わらず多い。（観光名所）	観光客の利用が増加しているものの、乗務員不足が顕著なことから、思うような稼働状況とはなっていない。乗務員不足が深刻な問題である。（タクシー運転手）
東北	来客数が予想よりやや多くなっている。夏休みやお盆で帰省した際など特別なときに当店を利用する客が増えたことが要因とみている。（一般レストラン）	商品単価の2極化が進んでいる。特に家庭需要は低価格化しており、値上げがあるたびに大きな影響が出ている。（その他専門店【酒】）
北関東	客が値段をうるさく言うことが少なくなっている。（旅行代理店）	猛暑の影響で客足が遠のいている。幹線道路上の橋の架け替え、廃業など、良い要素がほとんどない。（商店街）
南関東	インバウンドについては横ばいで、悪化はしていない。国内顧客向けの消費は高額品を中心に緩やかに回復している。（百貨店）	猛暑のため、客は外出を控えている。特に、ビヤガーデンなどの屋外イベントは著しく客足が鈍い。（高級レストラン）
甲信越	記録的な猛暑により、室内で涼しく遊べるボウリングが選ばれたのか、家族連れや若者でにぎわっている。（その他レジャー施設【ボウリング場】）	物価上昇に伴い支出を抑えているようで、夏休みの旅行も安近短や旅行自体の取りやめなどが増えている。（旅行代理店）
東海	連日の猛暑の影響を受け、飲料系の保管倉庫においては在庫入荷、出庫量共に例年より多くなっており、満床稼働となっている。（輸送業）	生活必需品が値上がりして生活に負担が重くのしかかっているため、住宅購入資金に回す余裕がなくなっている。（住宅販売会社）
北陸	来客数は微減しているが、食材の購入点数が増えており、肉食需要が高まっている。また、中食需要も伸びている。（スーパー）	日米間で関税合意がされたが、関税引上げの影響については、現時点で正確には見通せていない状況である。（繊維工業）
近畿	大阪・関西万博も終盤になり、来場するインバウンドが増えており、夜8時以降は来客数が10%ほど増えている。（コンビニ）	コストの上昇が続く一方、市場の動きはかなり弱いなど、価格転嫁ができるような状況ではない。（その他製造業【履物】）
中国	7月前半は大災害の噂で外国人観光客が少なかったが、後半から大きく巻き返し、インバウンド消費は強い。（その他小売【ショッピングセンター】）	猛暑で外出を控える傾向が高まり、アウトドア業界は苦戦を強いられている。加えて、お盆に数日続いた雨で予約がほぼキャンセルとなった。（テーマパーク）
四国	夏季休暇や芸術祭開催により、人流が増加しているとみられる。（スーパー）	長期的な人手不足、人件費高騰で中小企業では業務が予定どおり進まない企業も多く、特にサービス業においてはその状況が強いとみられる。（求人情報誌）
九州	米国の関税が決定し、経費の圧迫要因となるものの先の見通しが立てられる状況となり、取引先からの引き合いも増えつつある。（電気機械器具製造業）	酷暑に加え、線状降水帯などの大雨が続いたため来客数が少ない。（住関連専門店）
沖縄	大型レジャー施設開業の影響もあり、入域観光客数の増加による来客数の増加が売上をけん引している。（その他飲食店【ファーストフード】）	雇う側は物価高騰の継続に加えて、人件費の高騰によりひっ迫しているようにみられる。バランスが取れるまでは、危機感が続くと思われる。（学校【大学】）

都道府県別募集賃金の推移（ビッグデータ・最新週は9月8日）

①正社員



②パート・アルバイト



主要国・地域別

国・地域	相互関税率(%)		その他 追加関税率 (%)	現在の 追加関税率 (%)	備考
	4/2 発表	7/31 発表			
日本	24	15	—	15(*)	(*)相互関税について、既存の関税率が15%以上の品目には追加関税は課されず、15%未満の品目については15%となる。 関税率の修正は8月7日から遡及して適用。従量税の取扱い、E Uの製品に対する取扱いと同一とする。 ○自動車・同部品に対する追加関税率25%を15%（既存の2.5%の関税率を含む）に引下げ（9月16日発動）。 ○航空機・同部品（無人機を除く）に対する追加関税率15%を0%に引下げ（9月16日発動）。 ○米国において入手不可能な天然資源・ジェネリック医薬品（その原材料及び化学前駆体を含む）を日本に対する相互関税の対象から除外。 具体的な対象品目及び適用開始時期については、商務長官が決定。
E U	20	15(*)	—	15(*)	(*)既存の関税率が15%以上の品目には課されず、15%未満の品目については既存の関税率を含め15%が課される。 ○自動車・同部品に対する追加関税率25%を15%（既存の2.5%の関税率を含む）に引下げ（8月1日から遡及して適用）。 ○米国において入手不可能な天然資源（コルクを含む）、航空機・同部品、ジェネリック医薬品（その原材料及び化学前駆体を含む）をE Uに対する相互関税の対象から除外（9月1日から遡及して適用）。
英国	10	10	—	10	—
中国	34	10(*)	20(**)	30	(*)5月14日以降、34%の相互関税率が一時的に10%に引き下げられている（11月10日まで継続）。 (**)不法移民や違法薬物等を理由に、2月4日から10%、3月3日から10%の追加関税がそれぞれ発動。
ベトナム	46	20	—	20	—
台湾	32	20	—	20	—
韓国	25	15	—	15	—
タイ	36	19	—	19	—
インド	26	25	25(*)	50(*)	(*)ロシア産原油の輸入を理由に、8月27日から25%の追加関税が発動。
ブラジル	10	10	40	50	オンラインプラットフォームへの検閲や司法権濫用を理由に、8月6日から40%の追加関税が発動。
メキシコ	—	—	25	25	不法移民や違法薬物等を理由に、3月4日から25%の追加関税が発動。なお、予定されていた8月1日から30%への引上げは90日間延期。
カナダ	—	—	35	35	不法移民や違法薬物等を理由に、3月4日から25%の追加関税が発動。8月1日から35%へ引上げ。

品目別

品目	追加関税率(%)	備考
自動車・同部品	25 (日本・E Uは15(*))	日本、E U、英国、韓国、USMCAの原産地規則等の例外あり。 (*)日本及びE Uは15%（既存の2.5%の関税率を含む）に引下げ。 適用時期：（日本）9月16日～。（E U）8月1日～（遡及適用）。
鉄鋼・アルミニウム ・同派生品	50	6月23日以降、冷蔵庫や洗濯機等の白物家電を鉄鋼派生品として追加。 8月18日以降、エアコン部品、掘削機等を鉄鋼・アルミニウム派生品として追加。
銅の半製品・同派生品	50	当面の間、精錬銅は適用対象外。

相互関税の適用除外品目

○4月2日、相互関税の適用除外品目（鉄鋼・アルミニウム製品、自動車・同部品、銅、医薬品、半導体、木材製品、金地金、エネルギー及び米国では産出しない鉱物等）を公表。
○4月11日、相互関税の適用除外品目の「半導体」の定義を明確化（スマートフォン、パソコン及びパソコン部品、半導体製造装置等）。
○9月5日、相互関税の適用除外品目から特定の水酸化アルミニウム、樹脂、シリコン製品を削除。金関連製品、安全保障を理由とした調査の対象となっている特定の重要鉱物（ニッケル等）、特定の医薬品を追加。
○9月5日、各国との合意がなされた場合に、相互関税の適用を除外する可能性のある品目（特定の航空機・同部品、特定のジェネリック医薬品及び原材料、天然資源・同派生品、特定の農産品）を公表。

（備考）1. 全ての表は、各種公表情報により作成。日付は米国東部時間。
2. 上表の国・地域のうち、英国、ブラジルとの財貿易収支は黒字。
3. 中央表には既に関税が発動済の品目を掲載。これらの品目以外に医薬品、半導体、航空機・同部品、木材等について安全保障を理由とした調査が実施されている。

相互関税
（日本に
適用済）

大統領令（4/2署名）

- 国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づき、以下の措置を講ずる。貿易赤字とその根底にある非互恵的待遇が解決されたと大統領が判断するまで有効。
- 全ての国に対して、**4月5日から10%の関税**を課す。
- 大統領令の付属書で定める国（日本を含む57か国）に対して、**4月9日から付属書で定める関税**を課す。
- **以下は除外**：IEEPA対象品目及び1962年米通商拡大法第232条措置の対象品目（鉄鋼・アルミニウム製品、自動車・同部品、銅、医薬品、半導体、木材製品、金地金、エネルギー及び米国では産出しない鉱物等）並びに経済制裁中の国（キューバ、北朝鮮、ロシア、ベラルーシ）
- 相手国が報復措置をとった場合には関税を引き上げ、非互恵的貿易関係を是正し経済及び国家安全保障に関して米国と足並みを揃える措置をとった場合には引き下げることが可能。
- カナダ及びメキシコについては、既存の関税措置（相手国別①参照）は引き続き有効。ただし、同関税措置終了後は、USMCAの適用を受けない品目については、12%の相互関税を適用。
- **4月10日から7月9日までの間**、国別の関税率（上乗せ分、日本は24%）を停止し、一律に**10%の追加関税**を課す（4/9大統領令署名）。
- **4月11日署名の大統領令において、除外品目の「半導体」の定義を明確化（4月5日から遡及して適用）。**
除外品目：スマートフォン、パソコン及びパソコン部品、半導体製造装置、フラットパネルディスプレイ、SSD、電子集積回路等
（※）**7月7日署名の大統領令において、国別の関税率（上乗せ分）の一時停止期限を8月1日まで延長。**
- **7月31日署名の大統領令において、各国・地域別の関税率が改定。8月7日から適用。**迂回輸出と判断された輸入品には40%の追加関税。
- **9月5日署名の大統領令において、相互関税の適用除外品目から特定の水酸化アルミニウム、樹脂、シリコン製品を削除。金関連製品、安全保障を理由とした調査の対象となっている特定の重要鉱物（ニッケル等）、特定の医薬品を追加（9月8日から適用）。**各国との合意がなされた場合に、相互関税の適用を除外する可能性のある品目（特定の航空機・同部品、特定のジェネリック医薬品及び原材料、天然資源・同派生品、特定の農産品）を公表。

<主要国の相互関税率の推移>

- 【日本】24%→10%（4月10日から7月9日まで。その後、（※）により、8月1日まで延長）→**15%（8月7日から遡及して適用）**
※既存の関税率が15%以上の品目には追加関税は課されず、15%未満の品目については15%となる。従量税の取扱い、EUの製品に対する取扱いと同一とする。
（2024年の米国の財輸入額：1,484億ドル（米国の財輸入全体の4.5%）、米国の貿易収支：▲694億ドル（米国の貿易赤字全体の5.8%））
- 【中国】34%→84%（4/8大統領令署名）→125%（4/9大統領令署名）→**34%（5月12日及び8月11日署名の大統領令により11月10日まで10%に引下げ）**
※中国からの輸入に対する追加関税率は、10%（2/4発動）+10%（3/3発動）+10%（5/14発動）=30%となる。
（4,387億ドル（13.4%）、▲2,955億ドル（24.5%））
- 【EU】20%→**10%**（4月10日から7月9日まで。その後、（※）により、8月1日まで延長）→**15%（8月7日から）**
※既存の関税率が15%以上の品目には追加関税は課されず、15%未満の品目については15%となる。
※米国において入手不可能な天然資源（コルクを含む）、航空機・同部品、ジェネリック医薬品（その原材料及び化学前駆体を含む）を相互関税の対象から除外（**9月1日から遡及して適用**）。
（6,057億ドル（18.5%）、▲2,359億ドル（19.6%））
- 【英国】10%（682億ドル（2.1%）、114億ドル（-））
- 【インド】26%→10%（4月10日から7月9日まで。その後、（※）により、8月1日まで延長）→25%（8月7日から）→**50%（8月27日から。ロシア産原油の輸入を理由に、25%追加）**（873億ドル（2.7%）、▲458億ドル（3.8%））
- 【韓国】25%→10%（4月10日から7月9日まで。その後、（※）により、8月1日まで延長）→**15%（8月7日から）**（1,316億ドル（4.0%）、▲660億ドル（5.5%））
- 【ブラジル】10%→**50%（8月6日から。オンラインプラットフォームへの検閲や司法権濫用を理由に、40%追加（航空機部品等は適用除外）**（423億ドル（1.3%）、68億ドル（-））

<参考>

- 【カナダ】2024年の米国の財輸入額：4,119億ドル（米国の財輸入全体の12.6%）、米国の貿易収支：▲620億ドル（5.1%）
【メキシコ】5,055億ドル（15.5%）、▲1,715億ドル（14.2%）

相互関税	米中間の関税措置の動向
	【米国の対中関税措置】 ➤ 4月8日署名の大統領令において、4月9日以降、中国からの輸入に対する相互関税率を34%から84%に引上げ。 ➤ 4月9日署名の大統領令において、4月10日以降、中国からの輸入に対する相互関税率を84%から125%に引上げ。 → 5月12日署名の大統領令において、5月14日以降、中国からの輸入に対する相互関税率を125%から34%に引下げ、90日間は34%を10%に引下げ（違法薬物等を理由とする20%の追加関税と合わせて累計30%）。 → 8月11日署名の大統領令において、10%への引下げ措置を90日間（11月10日まで）継続。 【中国の対抗措置】 ➤ 4月4日、中国は米国の関税措置についてWTOに提訴するとともに、米国から輸入される全ての品目に対して34%の追加関税（4月10日発動）を課すことを発表。 → 4月9日、追加関税率を84%に引き上げることを発表（4月10日発動）。 → 4月11日、米国による追加関税率の84%から125%への引上げを受け、追加関税率の84%から125%への引上げ（4月12日発動）と、米国からの今後の追加関税引上げには取り合わない旨を発表。 → 5月12日、5月14日以降、追加関税率を125%から34%に引下げ、90日間は34%を10%に引き下げるとともに非関税措置の停止または取りやめを発表。 → 8月12日、10%への引下げ措置を90日間（11月10日まで）継続する旨を発表。

大統領令（2/10署名）

- 1962年米国通商拡大法第232条等に基づき、**3月12日以降**、鉄鋼・アルミニウムの輸入に一律で**25%の追加関税**を課す。課税を免除する既存の例外措置は全て失効。→**3月12日、実際に発動。例外措置はなし。**
- 4月2日、ビールと空のアルミニウム缶を、アルミニウム派生品として関税対象に追加（**4月4日から発動**）。
- **6月3日署名の大統領令において、6月4日以降、鉄鋼・アルミニウムの輸入に対する追加関税率を25%から50%に引き上げ。**
ただし、英国からの輸入品に対する追加関税率は25%で維持。
- 6月16日、冷蔵庫や洗濯機等の白物家電を、鉄鋼派生品として関税対象に追加（**6月23日から発動**）。
- 8月15日、エアコン部品、掘削機等を鉄鋼・アルミニウム派生品として関税対象に追加（**8月18日から発動**）。
- 【カナダの対抗措置】
- 3月12日、カナダ政府は、3月13日から米国から輸入される鉄鋼、アルミニウム製品及びその他の財合計298億カナドル分に対して25%の追加関税を課すことを発表（3月13日発動）。
- 3月13日、カナダ政府は、WTOに提訴。
- 【EUの対抗措置】
- 3月12日、欧州委員会は、EU域内への米国からの輸入品に対して2段階のアプローチに基づき対抗措置を発動することを発表。
 - ① 第一次トランプ政権時代の既存の米国への対抗措置（バーボン、オートバイ等への追加関税措置、2021年から一時停止）を4月1日に再導入。→ 3月20日、4月中旬に延期することを発表。
 - ② 米国からEUへの輸出品に対する新たな対抗措置パッケージを準備。4月中旬までに発効予定。
- 4月9日、欧州委員会は、4月15日から対抗措置を発動することを発表。
 - 4月10日、対抗措置の発動を90日間延期することを発表。
 - 4月14日、対抗措置の発動延期を7月14日までとする旨発表。
 - 7月14日、対抗措置の発動延期を8月6日までとする旨発表。
 - 8月5日、対抗措置の発動延期を継続する旨発表。
- **日本の対米輸出**：鉄鋼約3,027億円（日本の対米輸出の1.4%）、アルミニウム約246億円（0.1%）、派生品約1.6兆円（7.7%）
※ただし、より詳細な米国の貿易統計と対象品目リストから計算すると米国向け全体の6.0%
（うち派生品4.75%（3月12日時点）→4.75%（4月4日から追加）→4.77%（6月23日から追加））

自動車（日本に適用済）

大統領令（3/26署名）

- 1962年米国通商拡大法第232条等に基づき、自動車（完成車（乗用車、小型トラック））の輸入については4月3日以降、自動車部品の輸入については5月3日以降、25%の追加関税を課す。ただし、USMCAの対象となる自動車（完成車）については、米国外部分（その価値全体から米国内で取得、完全に生産又は実質的変更が加えられた価値を除いた部分）のみが追加関税の対象となるとしている。また、USMCAの対象となる自動車部品については、米国外部分のみに課税する手続きが定められるまでは、追加関税の対象とならないこととしている。
- 4月29日署名の大統領令において、米国で組み立てられた自動車の価値の15%に相当する自動車部品に対する関税を1年間減免し、その後1年間は当該価値の10%に相当する額を減免する。具体的には、以下のとおり。
 - ①自動車製造者は、2025年4月3日から2026年4月30日までの期間に米国で組み立てられた全ての自動車のメーカー希望小売価格の合計額の3.75%（=25%×15%）に相当する還付金を申請可能。
 - ②自動車製造者は、2026年5月1日から2027年4月30日までの期間に米国で組み立てられた全ての自動車のメーカー希望小売価格の合計額の2.5%（=25%×10%）に相当する還付金を申請可能。
 ※還付金は、自動車製造者の自動車部品関税負担額の総額を上限とする。
- 7月22日の日米間の合意に基づき、9月4日署名の大統領令において、日本からの自動車・同部品の輸入に対する追加関税率25%を15%（既存の2.5%の関税率を含む）に引下げ（既存の関税率が15%以上の品目には追加関税を課さない）（9月16日から発動）。
- 8月21日の米EU共同声明により、EUが対米関税引下げのための法令改正案を提出した後、米国はEUからの自動車・同部品の輸入に対する関税率を15%に引下げ（既存の関税率が15%以上の品目には追加関税を課さない）（9月25日付官報で公示。8月1日から遡及して適用）。
- 【カナダの対抗措置】
- 4月3日、カナダのカーニー首相は対抗措置として、米国から輸入されるUSMCAの対象とならない自動車（完成車）及びUSMCAの対象となる自動車（完成車）のうちカナダ・メキシコ外部分に25%の関税を課すことを発表（4月9日発動）。
- 日本の対米輸出：自動車約6兆円（日本の対米輸出の28.3%）、自動車部品約1.2兆円（5.8%）、車両用エンジン及び同部品約3,762億円（1.8%）
- ※ただし、より詳細な米国の貿易統計と対象品目リスト（4月3日付官報で公示）から計算すると、自動車・同部品は米国向け全体の38.1%（うち自動車（完成車）27.2%、「自動車部品」と位置付けられているもの（エンジンやリチウムイオン電池等も含む）10.9%）

銅（日本に適用済）

大統領令（2/25署名）

- 1962年米国通商拡大法第232条に基づき、商務長官に対して、銅の輸入に係る安全保障上の影響の調査を指示。
- 商務長官は、関連行政機関の長とも協議の上、270日以内に、①銅の輸入依存が安全保障に与える影響、②関税措置等を含めた同影響の抑制策、③米国の銅のサプライチェーンを強化する政策提言を含む報告書を大統領に提出。
- 7月30日署名の大統領令において、8月1日以降、銅の半製品及び銅派生品の輸入に対して50%の追加関税を課すことを発表。
- 当面の間、精錬銅は適用対象外。
- 日本の対米輸出：銅の半製品及び銅派生品約663億円（0.3%）

木材	大統領令（3/1署名）
	● 1962年米国通商拡大法第232条に基づき、商務長官に対し、木材・同派生品の輸入に係る安全保障上の影響の調査を指示。 ● 商務長官は、関連行政機関の長とも協議の上、270日以内に、①木材・同派生品の輸入が安全保障に与える影響、②関税措置等を含めた同影響の抑制策、③米国の木材のサプライチェーンを強化する政策提言を含む報告書を大統領に提出。□ 日本の対米輸出：木材及び木製品約40.7億円（0.02%）
半導体・医薬品	官報（4/16付公示）
	● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、半導体と医薬品の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、5月7日までパブリックコメントを受付。 □ 日本の対米輸出：半導体等電子部品約2,690億円（1.2%）、医薬品約4,115億円（1.9%）
重要鉱物	大統領令（4/15署名）
	● 1962年米国通商拡大法第232条に基づき、商務長官に対して、重要鉱物等（レアアース、重要鉱物の加工品・派生品を含む）の輸入に係る安全保障上の影響の調査を指示。 ● 商務長官は、関連行政機関の長とも協議の上、270日以内に、①米国の国家安全保障に脅威を及ぼすか否かの判断や、②追加関税等の措置の提言を含めた報告書を大統領に提出。
	官報（4/25付公示）
	● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、重要鉱物等の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、5月16日までパブリックコメントを受付。
中型・大型トラック	官報（4/25付公示）
	● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、中型・大型トラックの輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、5月16日までパブリックコメントを受付。
民間航空機	官報（5/13付公示）
	● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、民間航空機、ジェットエンジン、同部品の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、6月3日までパブリックコメントを受付。 □ 日本の対米輸出：航空機約15.9億円（0.007%）、航空機部分品約2,337億円（1.1%）、航空機エンジン約90億円（0.04%）
ポリシリコン・無人航空機システム	官報（7/16付公示）
	● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、ポリシリコンと無人航空機システム（ドローン等）の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、8月6日までパブリックコメントを受付。
風力タービン	官報（8/25付公示）
	● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、風力タービン・同部品の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、9月9日までパブリックコメントを受付。

（備考）ホワイトハウスHP、各種公表情報、財務省「貿易統計」により作成。日付は米国東部時間。大統領令は、Executive Order、Presidential Memorandum、Presidential Proclamation等を指す。

（）内は、2024年の日本から米国への財輸出全体（約21兆円）に占めるシェア。

医療用品・ 医療機器	官報（9/26付公示）
	● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、個人用防護具（P P E）、医療消耗品及び医療機器の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、10月17日までパブリックコメントを受付。
産業機械	官報（9/26付公示）
	● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、産業機械の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、10月17日までパブリックコメントを受付。

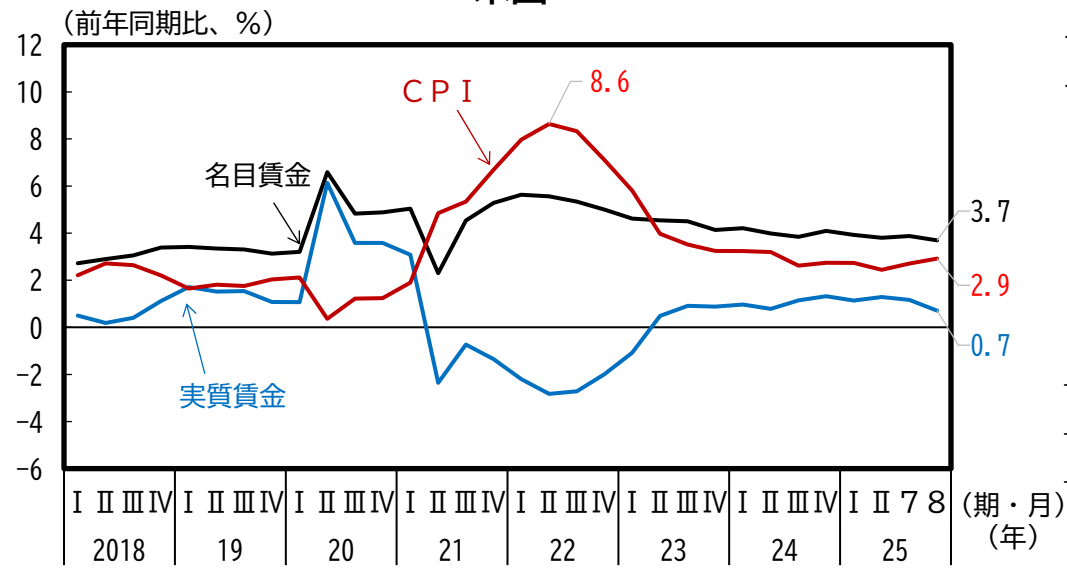
（備考）ホワイトハウスHP、各種公表情報により作成。日付は米国東部時間。大統領令は、Executive Order、Presidential Memorandum、Presidential Proclamation等を指す。

対カナダ 対メキシコ	大統領令（2/1署名）
	● 不法移民やフェンタニルなどの麻薬がもたらす脅威を、国際緊急経済権限法（IEEPA）における「国家の緊急事態」と認定し、大統領権限を用いて関税を発動。 ● 危機が緩和されるまでの間、カナダとメキシコからの輸入品に2月4日から25%の追加関税を課す（カナダから輸入されるエネルギー資源は10%）。
	大統領令（2/3署名）
	● 2月1日の大統領令を改正し、関税措置を3月4日まで停止。→ 3月4日、25%の追加関税を発動。
	大統領令（3/6署名）
	● 3月7日以降、追加関税率は原則25%とした上で、以下の例外措置（※）を設けた。 ・ USMCAの適用を受ける財（原産地規則等を満たすもの）は適用除外 ・ 塩化カリウムは10% ・ カナダから輸入されるエネルギー資源は10%（2月1日付大統領令で規定、3月4日から発動済） 【カナダの対抗措置】 ➤ 3月3日、カナダのトルドー首相（当時）は対抗措置として、米国からの輸入品総額1,550億カナダドルに対する25%の報復関税（300億カナダドル分は3月4日から、1,250億カナダドル分は3月25日から発動）を発表。3月6日、カナダのルブラン財務大臣（当時）は、米国の関税猶予措置を受け、1,250億カナダドル分の報復関税を4月2日まで実施しないとSNSに投稿。 → 8月22日、カナダのカーニー首相は、USMCAの適用を受ける米国製品（鉄鋼・アルミニウム、自動車は除く）について、9月1日から報復関税を撤廃すると発表。 【メキシコの対抗措置】 ➤ メキシコのシェインバウム大統領は、3月4日、記者会見で、報復関税を含む対抗措置を3月9日に発表すると発言していたが、3月6日、米国の関税猶予措置を受け、対抗措置発表の見送りを表明。
	大統領令（7/31署名）
	● カナダから米国に流入する違法薬物に対し、カナダが十分な対策を取っていないこと、米国に対し報復関税を発動したことを理由に 8月1日以降、追加関税率は原則35%に変更。迂回輸出と判断された輸入品については40%の追加関税が課される。（※）の例外規定については継続。
	トランプ大統領の投稿
	● トランプ大統領は、7月31日、自身のSNSで、メキシコのシェインバウム大統領との電話会談を踏まえ、メキシコに対する追加関税率を8月1日から30%に引き上げる措置を90日間延期する旨を投稿。

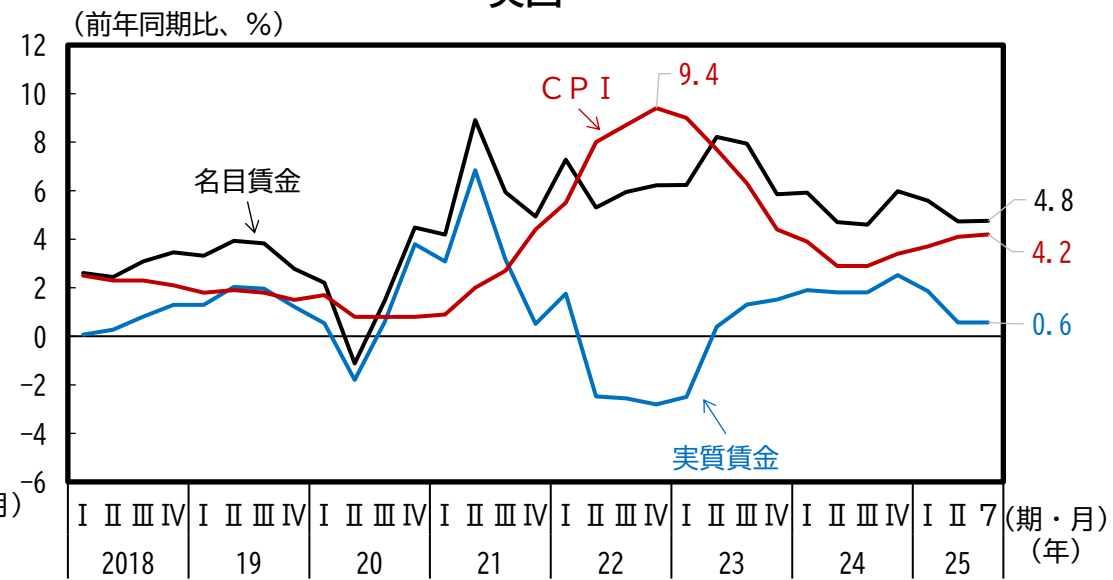
対中国	大統領令（2/1署名） ● 不法移民やフェンタニルなどの麻薬がもたらす脅威を、I E E P Aにおける「国家の緊急事態」と認定し、大統領権限を用いて関税を発動。 ● 危機が緩和されるまでの間、中国からの輸入品に 2月4日から10%の追加関税を課す。 【中国の対抗措置】 ➤ 2月4日、中国は対抗措置を発表。 ・米国の追加関税措置についてW T Oに提訴 ・米国から輸入される石炭、天然ガスについて15%、原油、農業機械、大型自動車、ピックアップトラックについて10%の追加関税を課す（2月10日発動） ・タングステン等の重要鉱物の関連品目に対する輸出管理措置 ・独禁当局による米グーグル社への調査開始
	大統領令（3/3署名） ● 中国が違法薬物の問題の緩和に十分な措置を講じていないという事実を踏まえ、2月1日の大統領令（10%の追加関税）を改正し、3月3日から20%の追加関税を課す。 【中国の対抗措置】 ➤ 3月4日、中国は対抗措置を発表。 ・米国の追加関税措置についてW T Oに提訴 ・米国の追加関税措置を理由とする米国からの農林水産物輸入に対する追加関税措置（3月10日発動） ：鶏肉、小麦、トウモロコシ、綿花に15%、 - ソルガム、大豆、豚肉、牛肉、水産品、果物、野菜、乳製品に10% ・輸出管理措置として、米企業15社への軍民両用品目の輸出を禁止
関税品目の重複適用の回避	大統領令（4/29署名） ● 複数の関税が同一の品目に重複して適用されることを回避するための手続きを定める（3月4日まで遡及して適用）。 ➤ ①自動車関税の対象品目は、②対カナダ・メキシコ関税及び③鉄鋼・アルミ関税の対象外とする。 ➤ ②対カナダ・メキシコ関税の対象品目は、③鉄鋼・アルミ関税の対象外とする。 ➤ ③鉄鋼、アルミニウムの両方の関税が適用される要件を満たしている品目については、両方の関税の対象となる。 ※対象となる関税措置 ①自動車・同部品に対する25%の追加関税（完成車は4月3日発動、自動車部品は5月3日発動） ②カナダ・メキシコからの輸入品に対する25%の追加関税（3月4日発動） ③鉄鋼・アルミニウム・同派生品に対する50%の追加関税（25%の追加関税は3月12日発動。6月4日以降、50%に引上げ）

各国の名目賃金上昇率、物価上昇率、実質賃金上昇率

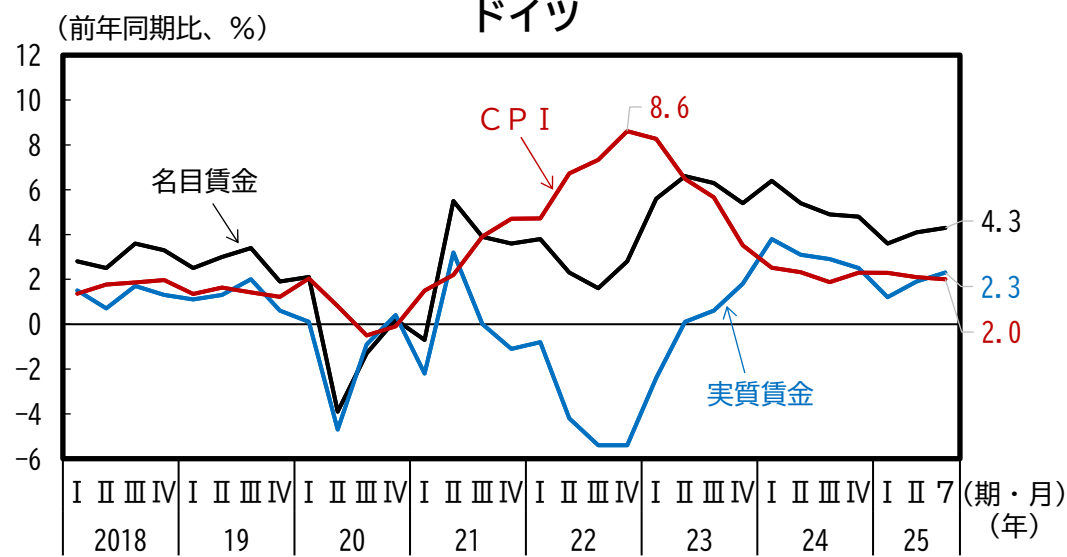
米国



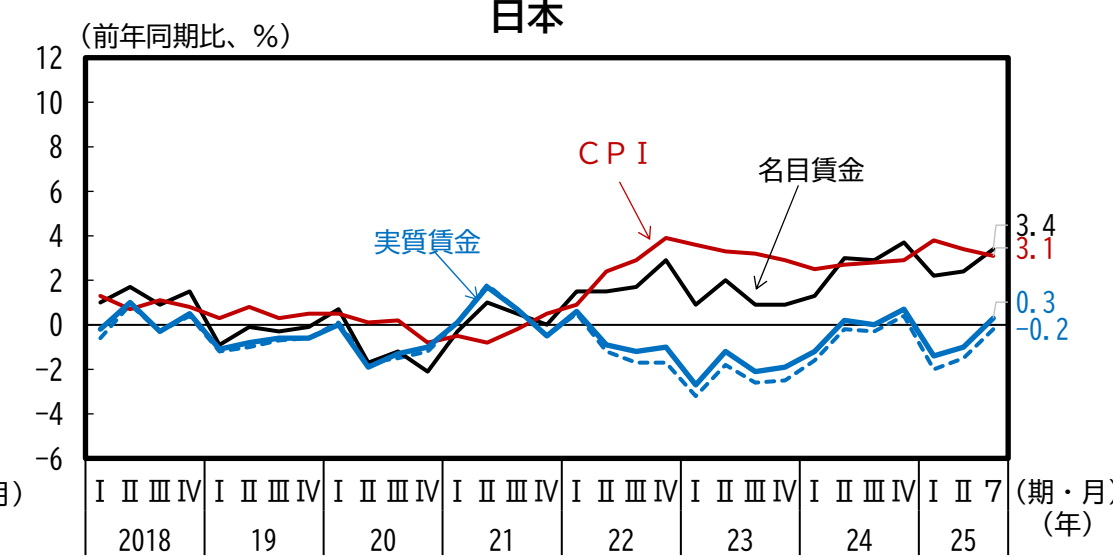
英国



ドイツ



日本



(備考) 1. 米国労働省、英国国家統計局、ドイツ連邦統計局、総務省「消費者物価指数」及び厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。
2. 米国は、名目賃金は時間あたり賃金、物価は消費者物価（帰属家賃含む）。英国は、名目賃金は週平均賃金、物価は消費者物価（帰属家賃含む）。ドイツは、名目賃金は月間平均賃金、物価は消費者物価（帰属家賃含む）。
3. 日本の名目賃金は月平均賃金。実質賃金について、実線は消費者物価指数（総合）で実質化。点線は消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で実質化。